

参考資料 1



電気の供給を受ける契約における 総合評価落札方式の導入について

令和7年度第3回環境配慮契約基本方針検討会

令和7年12月26日
環境省 環境経済課



- 1. 令和7年度第2回電力専門委員会における
ご意見等**
- 2. 総合評価落札方式の導入に向けて（案）**
- 3. 地方公共団体等における導入事例【参考】**

○ 総合評価の導入・進め方について

- ✓ 総合評価落札方式の導入には賛成であり、まずは除算方式で試行的に始め、運用結果を踏まえて調整していくのが良い。
- ✓ 総合評価落札方式は評価項目が多く複雑なため、制度が実際にどう機能するかは運用してみないと判断が難しい。まずは試行的に導入し、実施結果を踏まえて柔軟に制度を調整していくことが重要である。
- ✓ 総合評価落札方式を導入し、国の機関が率先して取り組むことで制度の普及が進むことを期待する。

○ 総合評価の評価項目・配点について

- ✓ 配点は制度の運用結果を見ながら柔軟に調整していくことが望ましい。
- ✓ 排出係数の評価項目が標準点と加算点で重複している。排出係数以外にも、省エネの取組や非化石エネルギーの活用など、排出係数では評価しきれない多様な環境配慮の取組もあるため、調達者が重視する項目に応じて配点を調整できるよう、一定の自由度を持たせることが望ましい。
- ✓ 評価項目のうち、標準点の1、2、加算点の3、4は制度の趣旨に照らし必須項目とすべき。
- ✓ 追加性のある再エネの評価は制度の趣旨から重要であるため、加点を厚くする方向で検討してほしい。
- ✓ 地域における再エネ創出に向けた取組について、調達電力が地域由来であることをどのように判断するのか。調達電力の割合、指定地域の定義など、評価基準を明確にする必要がある。
- ✓ 地域における再エネ創出に向けた取組について、調達電力そのものとは直接関係しない事業者の地域貢献活動も評価対象とする方針は妥当であるが、その評価基準が不明確であるため、調達者の裁量を認めつつも、加点の趣旨や判断基準を一定程度明文化することが望ましい。
- ✓ 排出係数の下限値の0.250について、ゼロやマイナスを目指す事業者がより評価されるようにすべき。
- ✓ 未利用エネルギーの活用状況の0.675%の根拠（RPS法における目標値の半分に相当する区分値）が古い可能性があるため、現在の未利用エネルギーのポテンシャルや活用状況を踏まえて再設定を検討すべき。

○ 総合評価の評価項目・配点について（つづき）

- ✓ 財務省との協議で配点の縛りが強くなる場合は、省エネ情報提供などの任意項目も加算対象に含めた方が良いのではないか。
- ✓ 省エネの情報提供は評価項目として曖昧であるため、任意項目として扱う事務局の方針に賛成。

○ 制度趣旨・方向性について

- ✓ 総合評価落札方式は政府が率先して再エネの導入を進める姿勢を示す制度であり、その取組が民間や自治体の行動を促すモデルとなるようなものとすべき。
- ✓ 国の機関は基本方針に従う義務があるが、地方自治体に関しては、自らが調達方針を作つて環境配慮契約に努めることとされていることから、自治体に裁量があることを明確に示すべき。
- ✓ 線形に排出係数を下げていくという前提を明示し、固定値と誤解されないようにすべき。
- ✓ 政府が再エネ導入を先導することで、地域経済や地域事業者に裨益する好循環を生み出すことが重要。特に、地域の事業者が安心して再エネ投資できる環境を整えることが、制度の本来の目的である。

○ 沖縄電力エリアの扱いについて

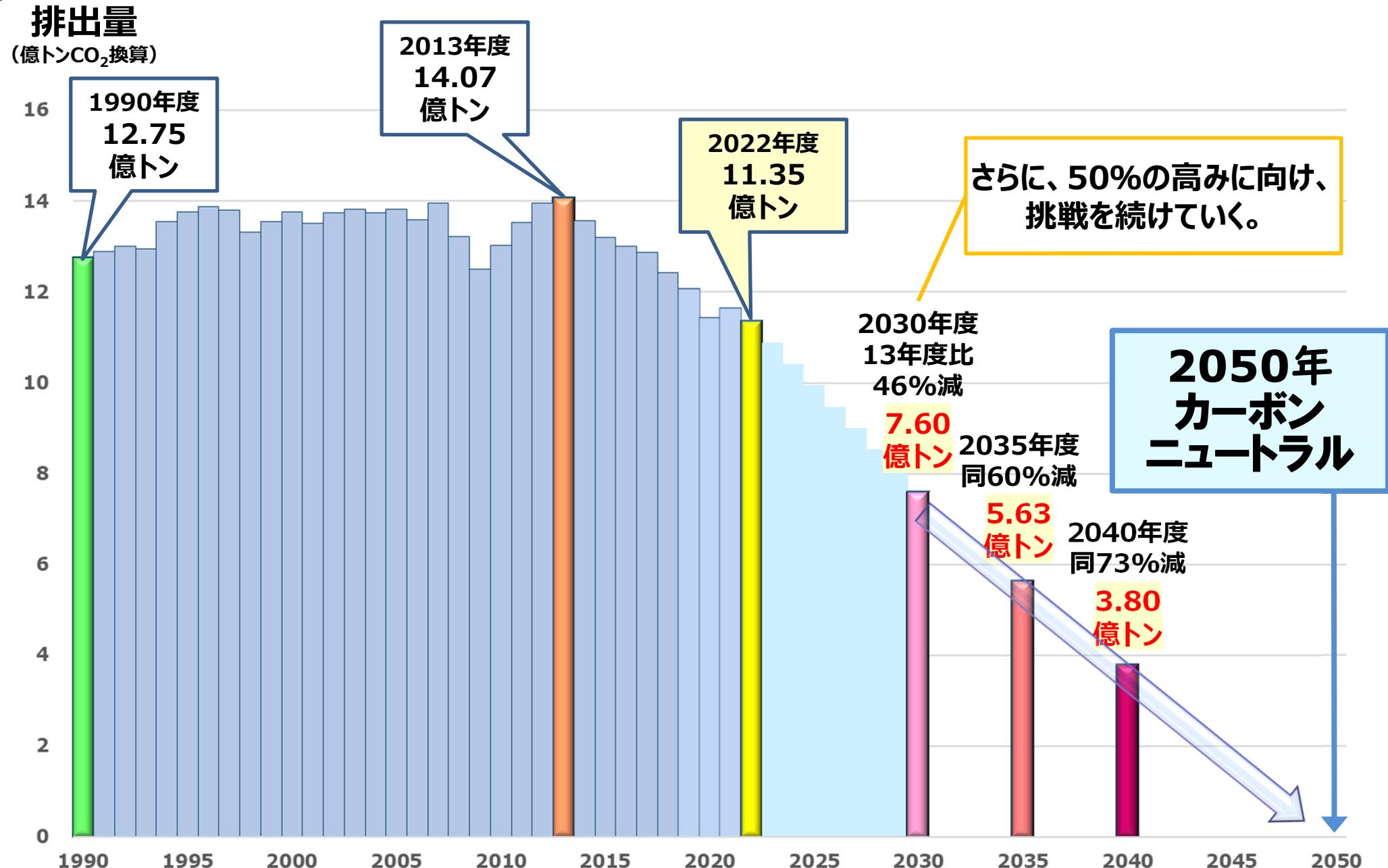
- ✓ 沖縄電力エリアは電源構成が本土と異なるため、全国一律の基準値では公平な評価が難しい。総合評価落札方式においては、別の基準値の導入などの検討が必要。
- ✓ 沖縄電力エリアについては、総合評価落札方式の中で柔軟な運用を行う方が現実的。
- ✓ 沖縄電力もメニュー別で参入可能になる可能性がある。事業者全体の評価とのバランスを考慮すべき。

○ 運用上の懸念・課題について

- ✓ 小規模な自治体では、条件が厳しすぎると入札が成立しない可能性がある。規模感に応じた柔軟な設計が必要。
- ✓ 市場連動料金は、太陽光の多い時間帯に電気代が安くなるなど、再エネの有効活用や蓄電池の導入促進につながる可能性がある。国の契約では制度的な制約があり導入が難しい場合があるのなら、今後の検討課題として扱ってほしい。
- ✓ メニュー別排出係数の導入により、政府の率先行動が他の電力の質に悪影響を与える懸念はないことを確認していくことが必要。

- 1. 令和7年度第2回電力専門委員会における
ご意見等**
- 2. 総合評価落札方式の導入に向けて（案）**
- 3. 地方公共団体等における導入事例【参考】**

我が国の温室効果ガス排出量の推移と目標



資料：「日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2022年度確報値）」「地球温暖化対策計画」などにより作成

地球温暖化対策計画の目標（令和7年2月閣議決定）



○ 地球温暖化対策計画における温室効果ガス排出量・吸収量の目標

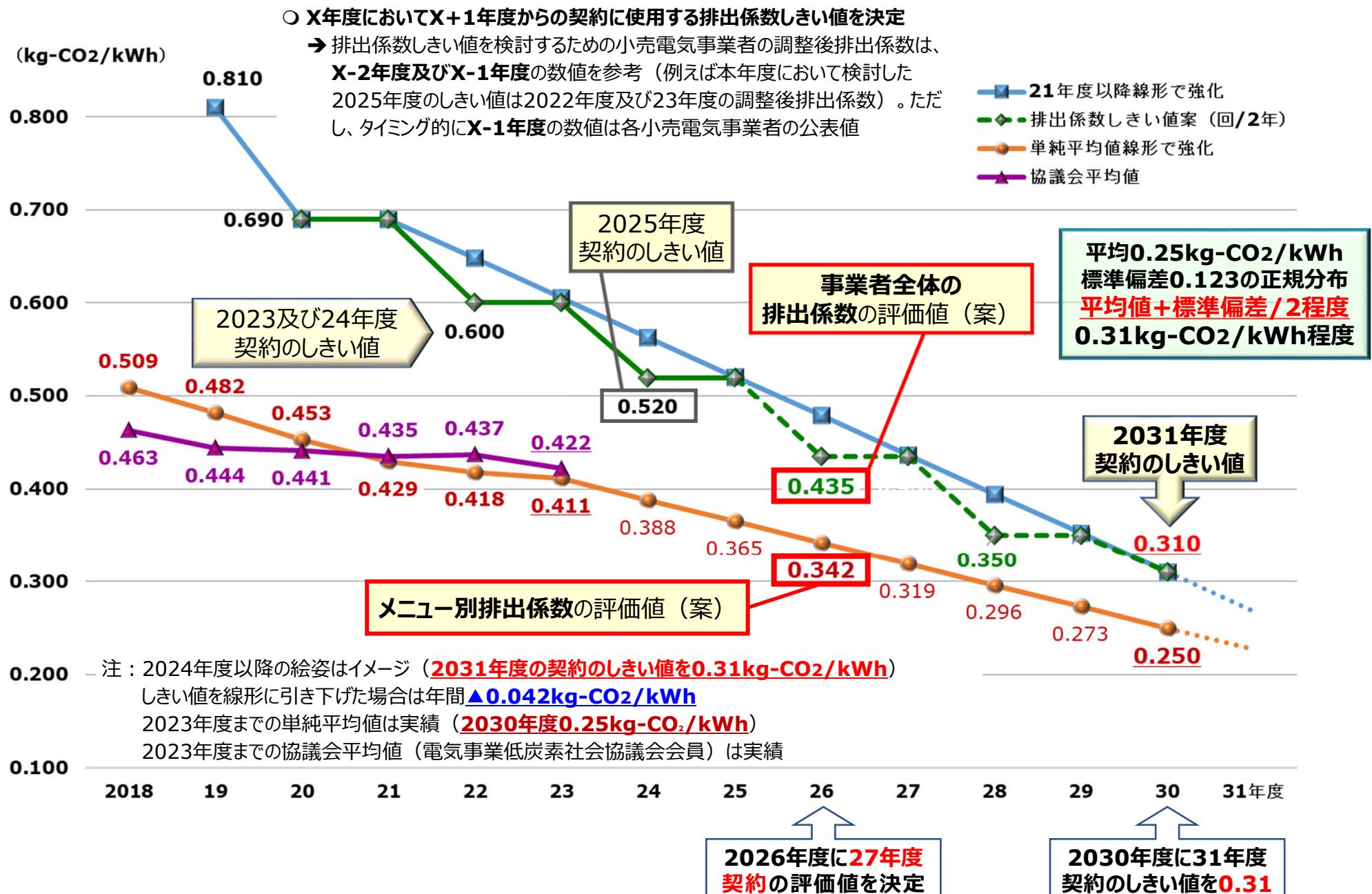
「**2050年カーボンニュートラル**」、**2030年度に2013年度比46%削減（さらに50%の高みを目指す）**、**2035年度に60%削減、2040年度に73%削減**（2025年2月に2035/2040NDCを提出）

- 我が国は**2030年目標と2050年ネット・ゼロを結ぶ直線的経路を弛まず着実に進んでいく**
- 中長期的な**予見可能性**を高め、**脱炭素と経済成長の同時実現**に向け、**GX投資を加速していく**

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位: 百万t-CO ₂)	2013年度実績	2030年度目標・目安	2040年度目標・目安
	1,407	760 (▲46%)	380 (▲73%)
エネルギー起源CO ₂	1,235	677 (▲45%)	360-370 (▲70-71%)
部門別	産業	463	289 (▲38%)
	業務その他	235	115 (▲51%)
	家庭	209	71 (▲66%)
	運輸	224	146 (▲35%)
	エネルギー転換	106	56 (▲47%)
非エネルギー起源CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O	135	116 (▲14%)	98 (▲27%)
HFC等4ガス（フロン類）	37	21 (▲44%)	11 (▲72%)
吸収源	—	▲48	▲84
二国間クレジット制度（JCM）	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度、2040年度までの累積で2億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。		

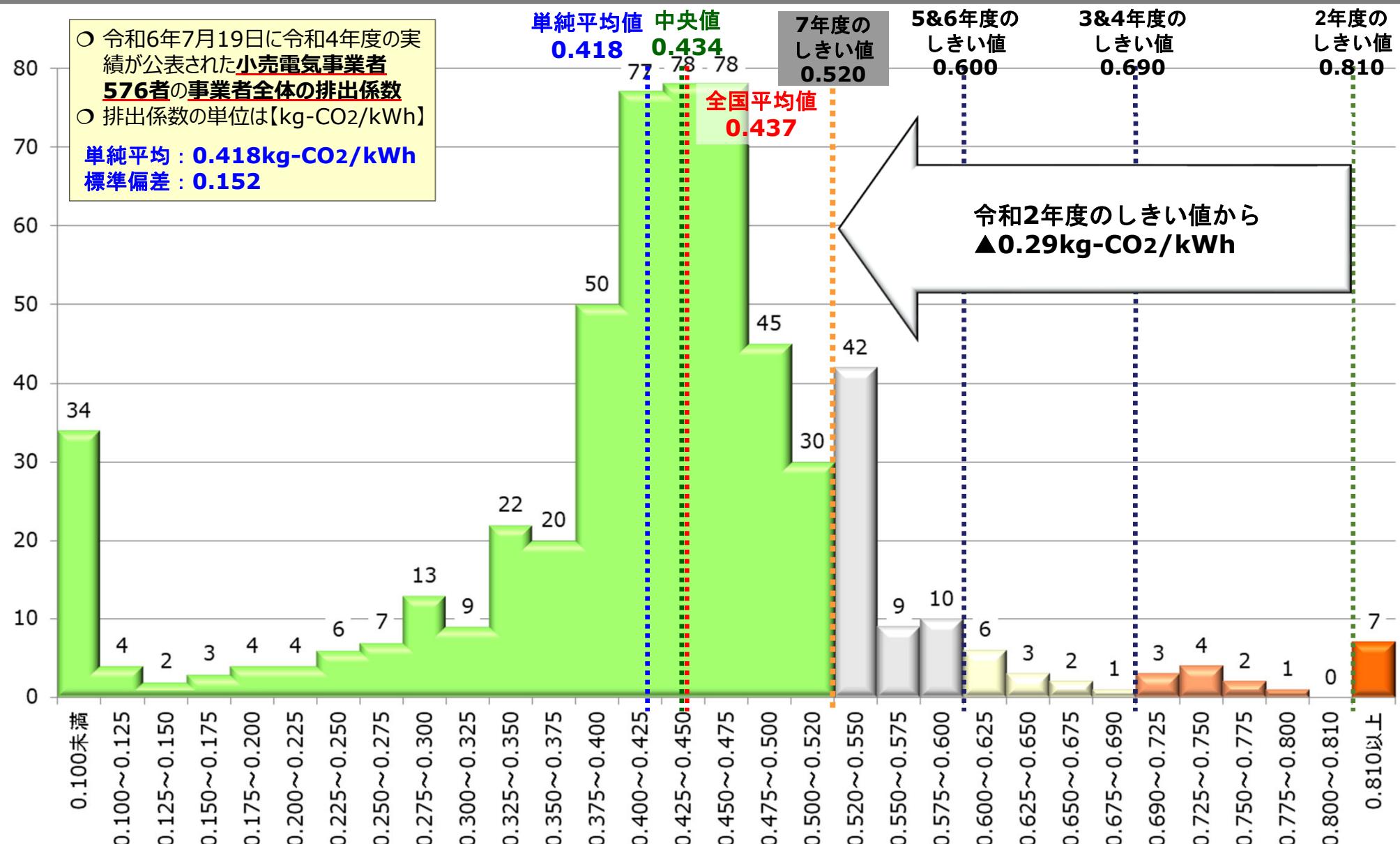
- 排出係数しきい値の引き下げのあり方については、我が国の2035年度、2040年度における温室効果ガス排出削減目標及び2040年度におけるエネルギー需給の見通し（エネルギー・ミックス）等を踏まえた検討が必要であること
- 気候変動対策に関する各種計画・施策との整合
 - ✓ 令和7年2月18日に閣議決定された地球温暖化対策計画、第7次エネルギー基本計画（エネルギー需給の見通し）、政府実行計画等の関連計画・施策との整合を図ること
 - 温室効果ガス排出削減目標は2013年度比**2035年度60%削減、40年度73%削減**
 - **2040年度におけるエネルギー起源CO₂排出量3.7億tCO₂程度**
- 排出係数しきい値の引き下げの方向性
 - ✓ 2030年度までの排出係数しきい値の引き下げの方向性は、原則として電力専門委員会におけるこれまでの議論の経緯・内容及び今後の議論を踏まえた対応を図ること（2030年度の排出係数しきい値の想定（0.31kg-CO₂/kWh程度）についても直近のデータにより更新・確認）
 - ✓ 2030年度以降の方向性は、シナリオ別の2040年度エネルギー・ミックスと整合を図ること
 - 電力専門委員会における議論を基本に目指すべき排出係数（又は排出係数しきい値）を定めるとともに、小売電気事業者の予見可能性にも配慮
 - 現行の供給区域別の運用は排出係数しきい値が一定のレベルに下がった段階で終了も視野
- 国及び独立行政法人等における調達実績の確認（当面の間）
 - ✓ 供給区域別の排出係数、裾切り方式の実施状況、調達電力に占める再エネ比率など

排出係数しきい値の引き下げの方向性 (2030年度まで)



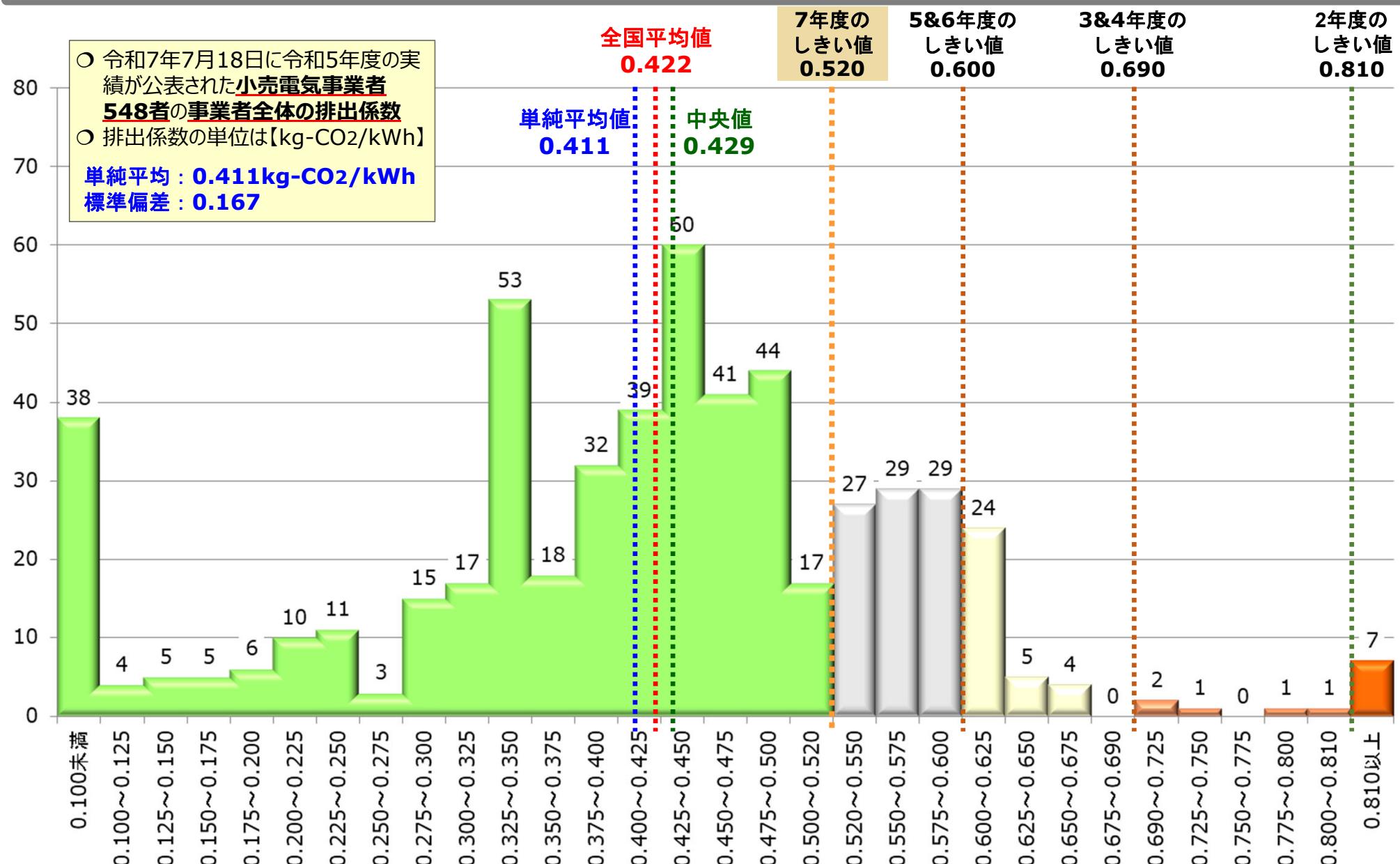
小売電気事業者の令和4年度の調整後排出係数の分布

- 令和4（2022）年度の調整後排出係数の度数分布は下図のとおり。令和7年度契約のしきい値 **0.520kg-CO2/kWh** は5&6年度から **0.08kg-CO2/kWh** の引き下げ

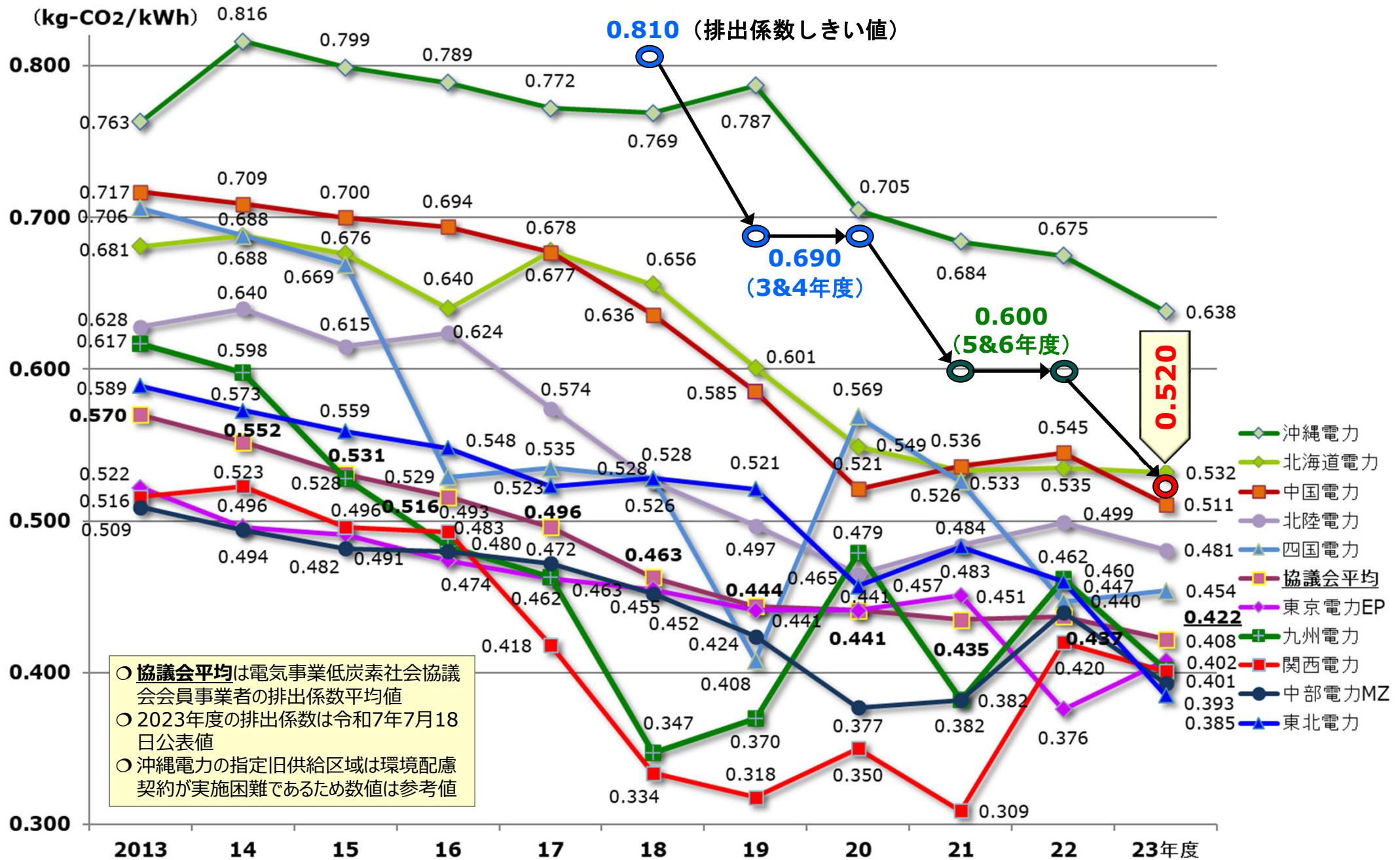


小売電気事業者の令和5年度の調整後排出係数の分布

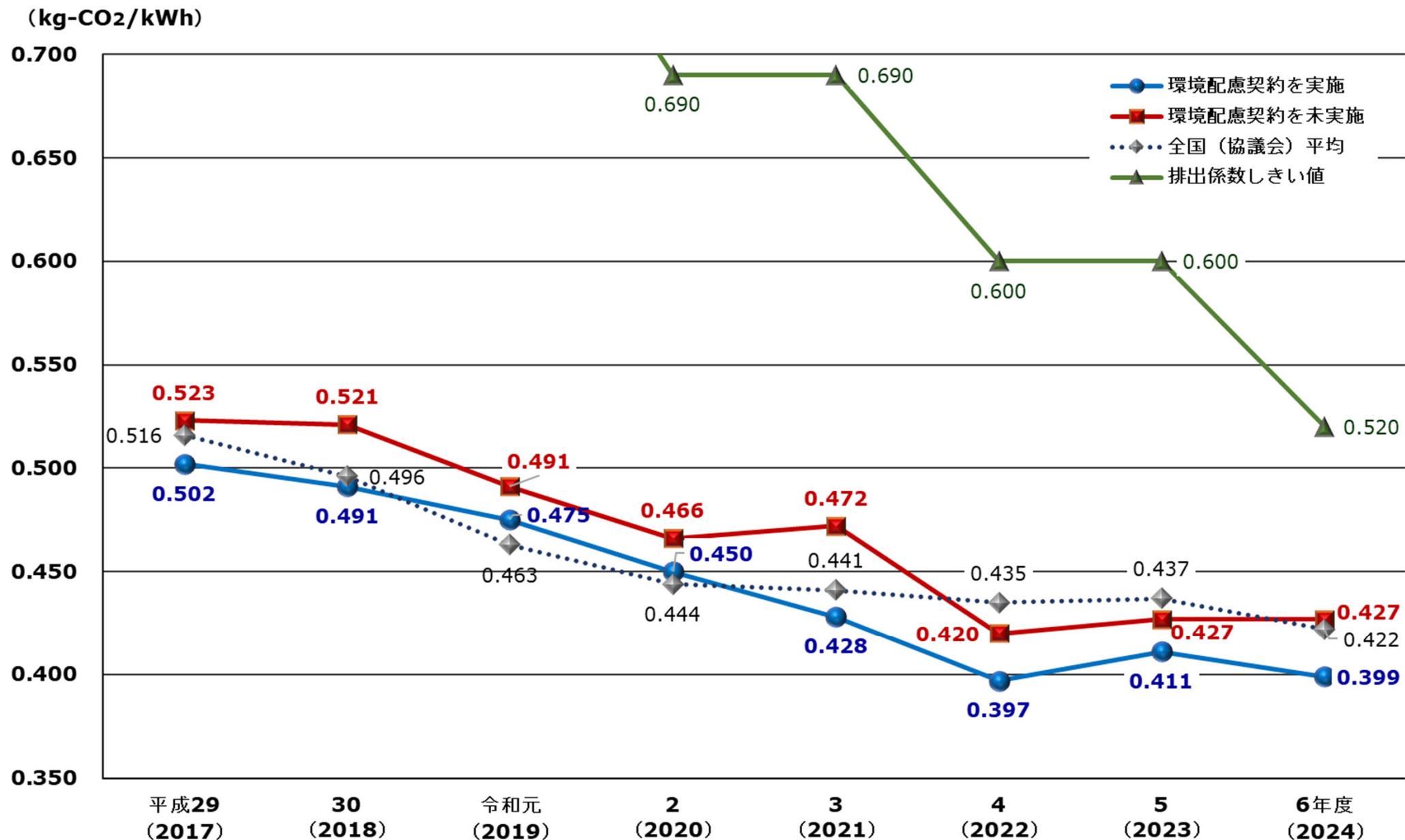
- 令和5（2023）年度の調整後排出係数の度数分布は下図のとおり
↓ 排出係数しきい値が0.520の場合23.7%、0.435の場合46.9%が除外



みなし小売電気事業者の調整後排出係数の推移



【参考】環境配慮契約の実施別の平均排出係数の推移



注1：全国平均の排出係数（グレー線）は電気事業低炭素社会協議会会員事業者の調整後排出係数の加重平均

注2：排出係数（赤線、青線）は高圧区分及び特別高圧区分の施設において調達された電力の平均排出係数（加重平均）（令和6（2024）年度は速報値）。一般送配電事業者により供給された施設は除外していない。

注3：平均排出係数（赤線、青線）の算定には契約実績の契約相手方事業者の前年度の調整後排出係数を使用。

総合評価落札方式の導入を視野に適切な契約方式の検討の進め方

- 二酸化炭素排出係数の低減、再エネ電力比率の目標達成に向け、より効果的かつ適切な契約方法について、現行の裾切り方式を活用しつつ、総合評価落札方式の導入に向けた検討が必要であること
 - ◆ 当面の間は裾切り方式及び調達仕様への再エネ比率を指定することによる環境配慮契約の実施率向上を図りつつ、関連計画・施策等の改定を踏まえ電気の供給を受ける契約に係る選択肢拡大等の観点から、総合評価落札方式の導入に向けた検討も必要
 - ◆ 導入要件等の整理に併せ、総合評価落札方式の契約方式、評価項目・評価方法等の検討（排出係数の低減、再エネの最大限導入に寄与する評価内容等）



電気の供給を受ける契約における排出係数の低減、再エネの導入拡大等を一層促す観点から、**総合評価落札方式の導入に向けた考え方を整理**するとともに、具体的な**評価項目・評価方法等**の検討

- ✓ 令和6年度第3回電力専門委員会から総合評価落札方式の導入に向けた基本的な考え方、具体的な評価内容等に関する議論を開始
 - 「排出係数しきい値の引き下げのあり方に関する検討」に係る議論と併せ導入に向けた検討を実施
 - 国及び独立行政法人等はもとより、**我が国全体の小売電気事業者の排出係数の低減及び再エネの導入拡大を促進することを目的**とし、より効果的な評価項目や評価方法等について検討

総合評価落札方式の導入について（スケジュールイメージ）



- 今年度の電力専門委員会、基本方針検討会において、総合評価落札方式の具体的な方式を検討。
- 総合評価落札方式は財務省との包括協議や周知の期間等を考慮し、2027年度から導入予定。

年度	2025 (R7)												2026 (R8)	2027~	
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4-9	10-3	
検討会等															
検討事項															
事務手続き															
(参考) 排出係数 しきい値															

スケジュールイメージ図の詳細説明：

- 年度別スケジュール：**
 - 2025 (R7)：**7月（電力①親検討会①）、10月（電力②親検討会②）、12月（電力③親検討会③）。
 - 2026 (R8)：**4月～9月（総合評価導入の方針決定）、10月～3月（周知活動）。
 - 2027～：**4月～9月（周知活動）。
- 検討会等：**各月に太陽アイコンが表示される。
 - 7月：電力①親検討会①
 - 10月：電力②親検討会②
 - 12月：電力③親検討会③
- 検討事項：**
 - 7月：方式・評価項目
 - 8月：評価項目（具体的な数値）・配点（方式）
 - 12月：取りまとめ案
 - 1月：総合評価導入の方針決定
- 事務手続き：**
 - 7月～12月：財務省との内々の打合せ
 - 1月～3月：各省事前協議・パブコメ、各省協議・閣議決定、財務協議
 - 4月～9月：各省予算要求
 - 10月～3月：周知活動
- 参考排出係数しきい値：**0.520
- 総合評価導入：**右側に緑色の柱で示される。

総合評価落札方式（除算方式／加算方式）の検討

- 総合評価落札方式においては、除算方式と加算方式があり、それぞれの概要は以下のとおり。
- なお、環境配慮契約において、自動車では除算方式を採用。また公共工事に関しては、財務大臣との包括協議で除算方式が認められているが、加算方式等そのほかの方法を取る場合には個別協議が必要となる等、除算方式が主流。

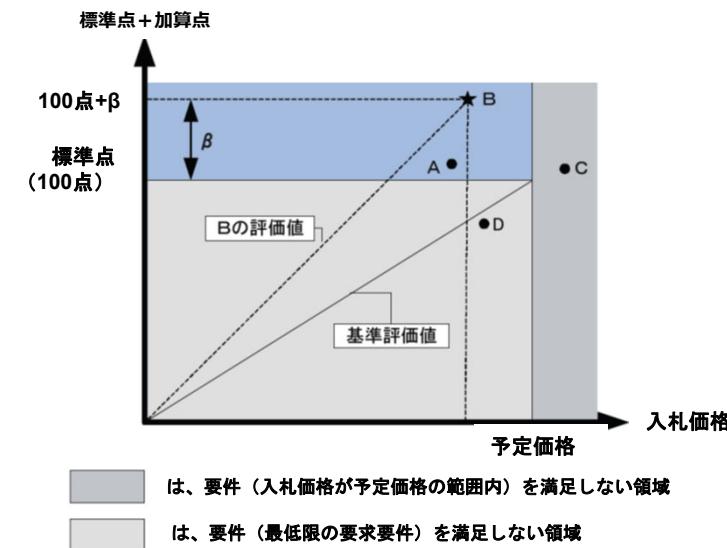
除算方式

公共調達において
より一般的な方式

- 国において包括協議が整っている主要な契約
 - ⇒建設工事（公共工事）や自動車の購入及び賃貸借（環境配慮契約法）で採用。
 - 自動車：標準点2：加算点1（グリーン購入法の車種別の判断の基準を満たすことが入札参加要件）
- 入札価格で除算するため、入札価格が下がるに連れて技術（標準点+加算点）の評価にかかわらず価格の影響が過大になる。
 - 「安からう悪からう」を防ぐためには一定の入札参加制限が必要
 - 契約相手方の選定に当たって価格や業務遂行の質の高さを重視する場合に採用されることが多い。（仕様が明確な場合はより価格を重視する傾向が高い）

総合評価点 = (標準点 (基礎点) + 加算点) ※ / 価格

※除算方式の場合は加算点が0点でも評価可能ないように便宜上標準点（最低限の要求要件を満たす場合に付与）を設定（一般に100点）



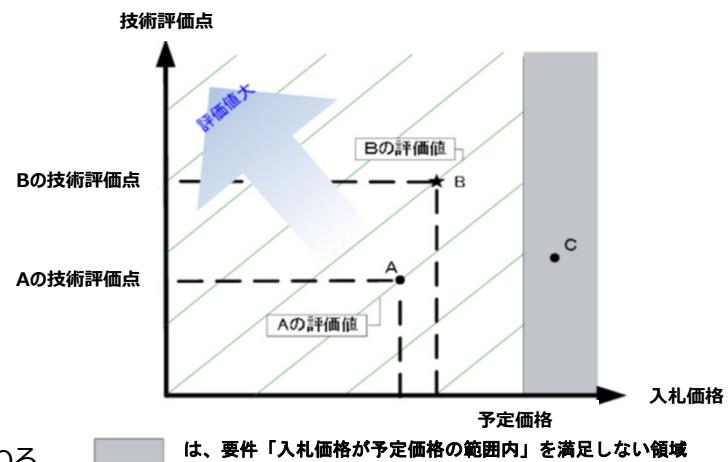
加算方式

価格よりも技術をより
高度に評価したい場合
に用いる方式

総合評価点 = 価格点 + 技術点

価格点 = $\alpha \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$
 α : 入札価格に係る得点配分（通常 $\alpha = 100$ ）

- 国において包括協議が整っている主要な契約
 - ⇒研究開発 価格点1：技術点3以内（価格点1/4以上）
 - 調査・広報 価格点1：技術点2以内（価格点1/3以上）
 - 情報システム 価格点1：技術点1
 で採用。
- 価格点と技術点の得点配分割合（評価のウェイト）は技術点（価格以外の評価）の重視度によって変わる。
 - 契約相手方の選定に当たって技術評価（専門技術、ノウハウなど）を重視する場合に採用されることが多い。



総合評価落札方式（評価項目）の検討

○現在の裾切り方式では、以下の必須項目と加点項目により、70点以上の事業者が入札に参加可能。

【必須項目】

① 二酸化炭素排出係数（70点）
② 未利用エネルギーの活用状況（10点）
③ 再生可能エネルギーの導入状況（20点）

70点

【加点項目】

+

④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組（5点）

要素	区分	配点
① 令和5年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） (単位 : kg-CO ₂ /kWh)	0.375 未満	70
	0.375 以上	65
	0.400 以上	60
	0.425 以上	55
	0.450 以上	50
	0.475 以上	45
	0.500 以上	40
	0.520 以上	0
排出係数しきい値		
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.0 %以上	20
	8.0 %以上 15.0 %未満	15
	3.0 %以上 8.0 %未満	10
	0 %超 3.0 %未満	5
	導入していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

②未利用エネルギーの活用状況↓

前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)を前年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値

（算定方式）

$$\text{前年度の未利用エネルギーの活用状況(%)} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh)}}{\text{前年度の供給電力量(需要端) (kWh)}} \times 100$$

未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

③再生可能エネルギーの導入状況↓

（算定方式）

$$\text{前年度の再生可能エネルギー導入状況(%)} = \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端) (①+②+③+④+⑤) (kWh)}}{\text{前年度の供給電力量(需要端) (kWh)}} \times 100$$

再生可能エネルギー導入状況とは、次の①から⑤に示した再生可能エネルギー電気の利用量(kWh)を前年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値。ただし、①から⑤の再生可能エネルギー電気の利用量は前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

- ①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量(送電端(kWh))

②グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度¹⁸により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書(電力)¹⁹の量(kWh)

③J-クレジット制度²⁰により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)

④非化石価値取引市場²¹から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)

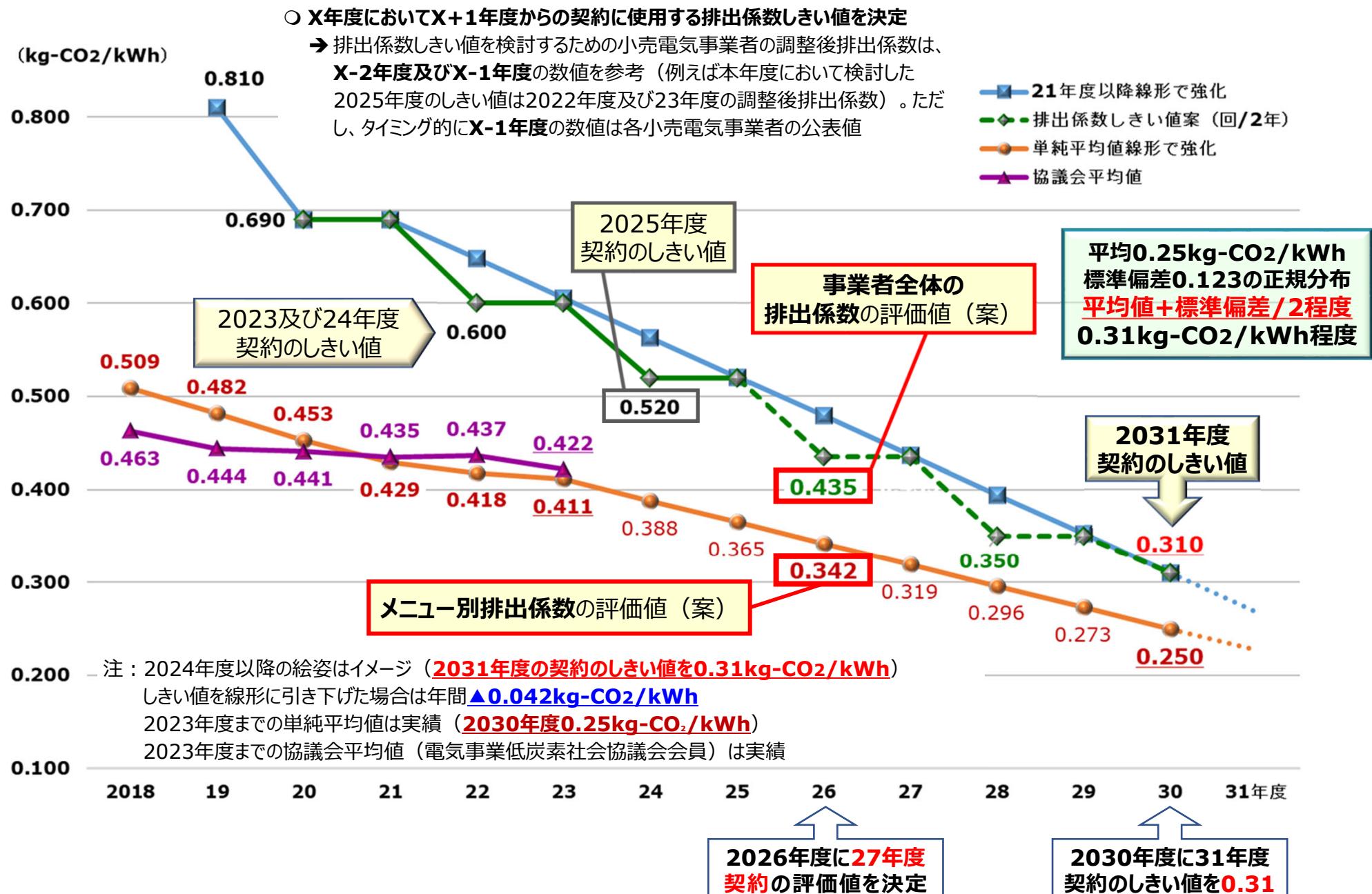
⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量(kWh)

総合評価落札方式（評価項目）検討の基本的考え方（除算方式）

- 除算方式で実施するため、標準点については、評価項目を満たす場合には100点、満たさない場合には0点となる。**基準値は固定ではなく、必要に応じて見直すことを検討**。なお、二酸化炭素排出係数と調達電力の再エネ割合については**2030年度目標に向け、随時引き下げ/引き上げを行う予定**。

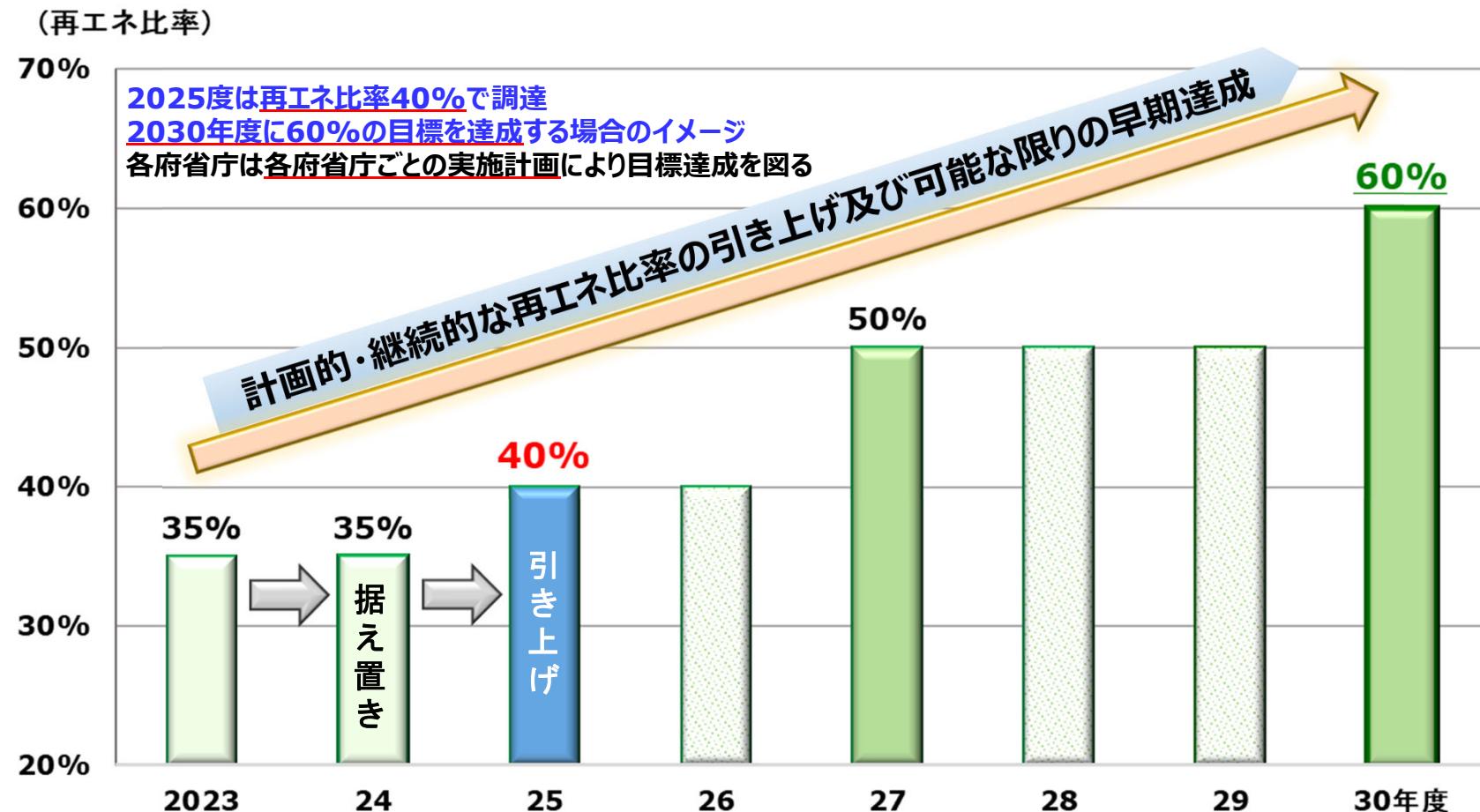
評価項目 / 基準値（案）		選定理由	
標準点 (基礎点)	1 二酸化炭素排出係数 事業者全体 または メニュー別排出係数	0.435（事業者全体） または 0.342（メニュー別） ⇒小売電気事業者の単純平均値と2030年度の目標値の0.25kg-CO ₂ /kWhの間を線形で強化した場合の2027年度の値	現状、据切りの最も大きな1要件となっており、環境配慮契約法の温室効果ガスの削減の主旨に照らしても継続して重視すべき項目であるとともに、地球温暖化対策計画（2035年度60%削減、2040年度73%削減）、政府実行計画等における目標達成のため、事業者全体の排出係数を引き下げる方向での検討が必要。一方で排出係数の低いメニューを持つても、事業者全体のしきい値を超えてしまったために、環境配慮契約の枠組みの中で販売できていないという状況もあり、入札要件となる標準点ではこれまでの事業者全体の評価に加えて、メニュー別排出係数も評価するのが適当か。なお、 メニュー別排出係数でクリアする場合は、0.342以下のメニューのみ販売可能とすることはどうか 。
	2 調達電力の再エネ割合	50% ⇒2030年度60%を見据えて設定された2027年度の値	現状、据切りの要件には入っていないが、政府実行計画に掲げられた2030年度までに60%以上とする目標達成に向けて、調達電力の再エネ割合は少なくとも40%とすることとなっているため、環境配慮契約では実質上の据切りとなっている。
加算点	3 二酸化炭素排出係数 事業者全体	0.435※～0.250（線形評価） ※2027年度契約のしきい値。なお、0.435を上回る場合は減点（沖縄エリアはエリア内排出係数で評価⇒p22の詳細参照）	現状の契約方式では、据切りしきい値を下回った場合、その程度に関わらず評価は一定であるが、削減努力に見合った評価がなされるよう、加点項目にも追加する。また、標準点をメニュー別排出係数で評価する場合、地球温暖化対策計画等に照らして、事業者全体の排出係数を下げる必要もあり、加点項目では事業者全体を評価すべきか。
	4 調達電力の再エネ割合	50※～100%（線形評価） ※2030年度60%を見据えて設定された2027年度の値	二酸化炭素排出係数同様、基準値を上回った程度に応じて適切に評価されるよう、加点項目にも追加する。
	5 再エネ導入率 (事業者全体の評価)	0※～15%（線形評価） ※現状の据切基準で加点される最低ライン	現状、据切りの1要件となっており、政府実行計画等における目標達成のため、再エネ電力割合を高めることが重要であるため。
	6 未利用エネルギーの活用状況 (事業者全体の評価)	0※～2%（線形評価） ※現状の据切基準で加点される最低ライン ⇒p23の詳細参照	現状、据切りの1要件となっており、脱炭素社会の実現に向けて、一次エネルギー削減に大きく貢献する未利用エネルギーの活用が重要であるため。
	7 追加性のある再エネ (調達電力の評価)	35～100%（線形評価） ⇒p24の詳細参照	再エネ電力の供給量の増加につなげるため、RE100技術要件を参考に追加性のある再エネをより評価するようにしてはどうか。
	8 指定地域における持続的な再エネ電気の創出・利用に向けた取組 (事業者全体または調達電力の評価)	調達者の要件に合致 ⇒p25～30の詳細参照	現状の加点項目であり、地域脱炭素施策を支援するため、引き続き評価してはどうか。再エネの指定地域における地産地消に資する電力メニューの購入等が含まれる。また、地域脱炭素化促進事業に認定された事業による発電電力や指定地域の卒FIT電力の買い取りを評価することも考えられる。
任意	DR等の取組	調達者の要件に合致	現状の加点項目であり、電気料金型やインセンティブ型のディマンド・リスポンス等の取組を引き続き任意の評価項目としてはどうか。

(再掲) 排出係数しきい値の引き下げの方向性 (2030年度まで)



再エネ電力比率の継続的な引き上げ（イメージ）

- 2030年度目標の再エネ比率60%以上の可能な限りの早期達成
 - ◆ 令和7（2025）年度の調達電力の最低限の再エネ比率を40%に引き上げ
 - ◆ 計画的・継続的な再エネ比率の引き上げを実施
 - ▶ 再エネ電力の調達実績、供給状況、政府実行計画における再エネ電力の調達目標の対象となる取組の考え方等を踏まえ、2年に1回程度再エネ比率を提示



総合評価導入に際しての沖縄エリアの扱いについて



- 沖縄電力の供給区域は系統が連結していないこと、供給している小売電気事業者が少ないと等の地域特性により、必ずしも裾切り方式の実施は求めていない。一方で、2025（令和7）年度の契約から調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合の仕様書等への明記は求めている。
- 令和9年度からの導入を検討している総合評価落札方式では、入札参加資格となる標準点の評価項目でメニュー別排出係数の評価が加えられることとなり、0.342以下のメニューを提供している場合、入札には参加可能。環境省から提供する再エネ電力販売状況において、沖縄エリアで再エネを提供する事業者は少なくとも8社存在。
- 一方、沖縄エリアの事業者全体の二酸化炭素排出係数は高い傾向にあることから、加点項目の事業者全体の排出係数の評価については、沖縄エリアの調達に基づく排出係数とし、今後基準値を見直す際に、販売状況等を踏まえて検討するのはどうか。

●沖縄電力株式会社の二酸化炭素排出係数（事業者全体／メニュー別）

A0276	沖縄電力(株)	メニューA	0.000000	0.000000	99.04	「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)-R4年度実績-R5.12.22環境省・経済産業省公表」において公表された基礎排出係数が代替値(0.000441t-CO2/kWh)の事業者からの受電があったため。
		メニューB(残差)	0.000644	0.000644		
		(参考値)事業者全体	0.000638	0.000638		

https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/calc/r07_denki_coefficient_rev4.pdf

●沖縄電力の供給区域における再エネ電力メニュー販売状況

一般送配電事業者の供給区域別再エネ電力メニュー販売状況

小売電気事業者	再エネメニュー名	再エネメニュー掲載URL	一般送配電事業者供給区域								
			北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
株式会社エネット	EnneGreen RE100	https://www.ennet.co.jp/about/green.html	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	EnneGreen BASIC	https://www.ennet.co.jp/about/green.html	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄電力株式会社	うちな～CO2 フリーメニュー	https://www.okiden.co.jp/business/e-waja/solution/co2									○
S Bパワー株式会社	ソフトバンクでんき for Biz (低圧) 環境オプション	https://www.softbank.jp/biz/services/others/energy/sbdenki-forbiz/	○	○	○	○	○	○	○	○	○
丸紅新電力株式会社	再エネ電力メニュー	https://denki.marubeni.co.jp/news/20210108_115/	○	○	○	○	○	○	○	○	○
楽天エナジー株式会社	REcoプラン	https://energy.rakuten.co.jp/electricity-biz/reco/	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社Looop	eneco	https://loop-denki.com/home/menu/value/eneco/	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社沖縄ガスニューパワー	美ら島CO2ゼロプラン	https://www.ognp.co.jp/churashima/									○
	CO2ゼロプラン	https://app2.egmkt.co.jp/consumer/ognp/special/campaign/01/									○

<https://www.env.go.jp/content/000311087.pdf>

再エネ電力メニュー提供事業者の事業者全体の排出係数（参考）

- ・株式会社エネット : 0.374
 - ・SBパワー株式会社 : 0.534
 - ・丸紅新電力株式会社 : 0.452
 - ・楽天エナジー株式会社 : 0.494
 - ・株式会社Looop : 0.948
 - ・沖縄ガスニューパワー : 0.438
- ※0.435以上を赤字とした。

未利用エネルギーの活用状況と基準値の見直し

- R6年度のエネルギーの活用状況について、小売電気事業者77者※に対しアンケート調査を実施。そのうち44者は活用していなかった。
- 現行の裾切方式においては、0.675%を満点として加点する配点例を示していたが、今回のアンケート調査では0.675%以上活用している事業者数は22者（28.6%）との結果が見られた。
- 現行方式に倣い、未利用エネルギーの評価の基準値は第2回では0～0.675%としていたが、ボリュームゾーンである1%以下の事業者の評価に差がつくようとする、かつRPS法の2010年目標を上回るように、基準値の上限を2%（2%以上の事業者は全体の18.2%）に上げ、0～2%の間で線形評価にしてはどうか。

※アンケート調査の対象は、旧一般小売電気事業者10社を含めた供給電力量上位102者。そのうち回答があった77者で全国供給量の約93%を占める。

■アンケート調査の結果

活用状況	事業者数	割合	累積割合
20.00%以上	5	6.5%	6.5%
10.00%以上	3	3.9%	10.4%
5.00%以上 10.00%未満	1	1.3%	11.7%
3.00%以上 5.00%未満	3	3.9%	15.6%
2.00%以上 3.00%未満	2	2.6%	18.2%
1.00 %超 2.00%未満	1	1.3%	19.5%
0 %超 1.00%未満	18	23.3%	ボリュームゾーン
活用していない	44	57.1%	100.0%
合計	77	100.0%	-

活用状況	事業者数	割合	累積割合
0.675%以上	22	28.6%	28.6%
0%超 0.675%未満	11	14.3%	42.9%
活用していない	44	57.1%	100.0%
合計	77	100.0%	-

■現行の裾切方式での未利用エネルギー活用状況の評価配点例

要素	区分	配点
未利用エネルギーの活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0

新エネ特措法（RPS法）における2010年の新エネ利用目標量1.35%の半分。法施行当初は新エネ（現在の再エネ）と未利用エネの配点が同等（15点）であり、0.675%の上に1.35%の配点も設けていた。なお、平成29年度から再エネ20点、未利用エネ10点の配点にしている。

今回は2010年の目標より高めに設定することが良いと判断し、2%の案とした。

■未利用エネルギーの定義

- ①工場等の廃熱又は排圧
- ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再エネ特措法第2条第3項において定める再エネを除く。）
- ③高炉ガス又は副生ガス

■未利用エネルギーの算定方式

$$\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端) (kWh)} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} }{\text{前年度の供給電力量 (需要端) (kWh)}}$$

RE100技術要件を参照した再エネ電気の追加性評価

- 追加性のある再エネを評価する場合、RE100技術要件を参考して、運転開始日またはリパワリング日の15年以内の制限を設けることとし、調達電力全体に占める追加性のある再エネの割合に応じて評価することとしてはどうか。
- RE100技術要件には、15%の緩和要件があり、電力消費量の15%までは追加性の要件は課されない（下図参照）。今回の総合評価では、調達電力に占める再エネ割合を標準点の評価項目とし、その基準値を50%としているため、少なくとも調達電力に占める再エネ割合は50%以上となる。RE100技術要件では、再エネを50%調達する場合、緩和要件により、そのうちの $(50-15=)$ 35%が要件に該当していれば、50%がRE100目標の対象となる。
- RE100技術要件の15%緩和要件を鑑み、追加性のある再エネが調達電力に対して35%以上含まれる場合に加点することとしてはどうか。

（案）調達電力に占める追加性のある再エネの割合に応じて 0 ~ 5 点を付与する。（線形的に評価）

35~100%:0~5点

● RE100技術要件（抜粋）

RE100 technical criteria
[RE100 technical criteria + appendices \(15 April 2025\).pdf](#)

調達電力のうち10%再エネを調達する場合



調達電力のうち50%再エネを調達する場合



調達電力のうち100%再エネを調達する場合



電力消費量の15%までは追加性の要件は課されない。
⇒10%がRE100目標の対象になる。

35 (50-15)%以上追加性のある再エネが入っていれば、
50%がRE100目標の対象になる。

85%以上追加性のある再エネが入っていれば、
100%がRE100目標の対象になる。

- 指定地域の再エネ電気創出・利用等に向けた取組としては、再エネ電気の地産地消や再エネ発電施設の最大限の活用促進等を評価の方向性とした上で、推進したい施策や取り組みに応じて調達者において、評価基準や指定地域の在り方を検討することが適当。
- 一方、調達者への参考情報として、以下のとおり評価内容例を示す。

例 1：地域脱炭素化促進事業制度（p27～29参照）

⇒環境省の施策である「地域脱炭素化促進事業制度」において
誘致された地域に役立つ再エネ事業で発電された電力の供給を行なう事業者から電力を調達するなどが考えられる。

評価基準例：

・地域脱炭素化促進事業制度で認定された事業における電力を供給している場合、5点を与える。

例 2：卒FIT電力の買い取り（p30参照）

⇒東京都のように、地域内における再エネ施設の最大限の活用を目的に、家庭の太陽光発電で発電された卒FIT電力を買い取っている事業者を買い取り価格や調達電力量で評価することなどが考えられる。

評価基準例（A市に所在の官庁施設）：

・A市産卒FIT電気(太陽光発電を想定)の買い取り価格に応じて0～5点を付与する。

7～15(P)円の間で線形評価

旧一般電気事業者の平均買い取り価格は7～8円

小売電気事業者の買い取り価格については追加調査により設定を行う。

・供給電力に占めるA市産卒FIT電気の割合に応じて0～5点を付与する。

0～4%：1点、5～9%：2点、10～19%：3点、20～29%：4点、
30%以上：5点

→市場における卒FIT電力の供給状況が今後急激に変化する考えられるため、上記割合については、今後市場の状況を確認しつつ適宜見直しを行う。

例3：連携協定先の再エネ調達（横浜市）

→横浜市と12市町村間の連携のように、施設所在の自治体における地産地消だけでなく、協定先の電力を供給する事業者を評価、もしくは協定先の電力そのものを供給した場合に加点を与えるなどが考えられる。

「Zero Carbon Yokohama」の実現に向けて

脱炭素社会の実現を目指して横浜市と12の市町村が
再生可能エネルギーに関する連携協定を締結

横浜市は、平成30年10月に改定した「横浜市地球温暖化対策実行計画」（以下、実行計画）において、脱炭素化の実現に向け「Zero Carbon Yokohama」を掲げ、地球温暖化対策・エネルギー施策を強化し、持続可能な大都市モデルの実現に向けた取組を進めています。

このたび、横浜市と、再生可能エネルギー資源を豊富に有する12の市町村は、脱炭素社会の実現を目的とした再生可能エネルギーに関する連携協定を締結しました。

本連携協定により、再生可能エネルギーの連携とともに、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏（※）」の理念に基づき相互の連携を強化し、脱炭素社会の実現を目指して取り組んでいきます。なお、今回の連携は、同様の連携事例としては全国で最大規模となります。

※地域循環共生圏：各地域がその特性に応じた地域資源を生かし、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域と地域資源を補完し支え合うことで、地域を活性化させるための考え方。第五次環境基本計画（2018年4月閣議決定）にて提唱。

●連携先自治体の環境価値を料金メニューとして提供している例

【参考】「はまっこ電気Plus」について

- ・連携先自治体の再エネ発電所由來の環境価値を活用した実質CO₂フリー電力を、市内需要家に供給。当該環境価値等は株式会社まち未来製作所及び東電EPが調達し、東電EPの電気料金メニューとして市内需要家に供給。
- ・供給を受ける市内事業者及び連携協定を結ぶ横浜市は、連携先自治体と自治体間の交流促進や地域活性化を支援。再エネポテンシャルの豊富な市域外で発電された再エネ電力に由来する環境価値を市内で消費する「広域連携」の取組。

※4 非化石電源（再エネ等）から発電された電気が持つ「非化石としての価値」で、「電気そのものの価値」と切り離して取引が可能。

横浜市報道発表

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/renkei.files/0034_20240528.pdf
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/renkei.files/0003_20240423.pdf

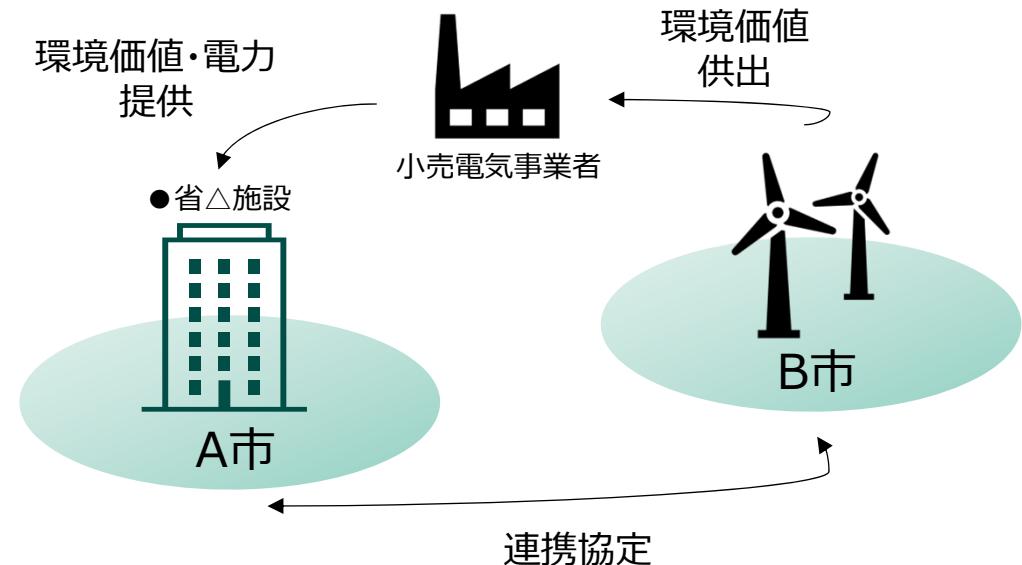
※12市町村は以下のとおり。

青森県横浜町、岩手県 県北広域振興局対象自治体等（9市町村：久慈市、二戸市、葛巻町、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町）、福島県会津若松市、福島県郡山市

評価基準例（A市に所在の官庁施設、A市がB市と再エネ連携協定を結んでいる場合）：

- ・B市産再生可能エネルギー電気の調達電力に占める割合に応じて0～5点を付与する。

（イメージ図）

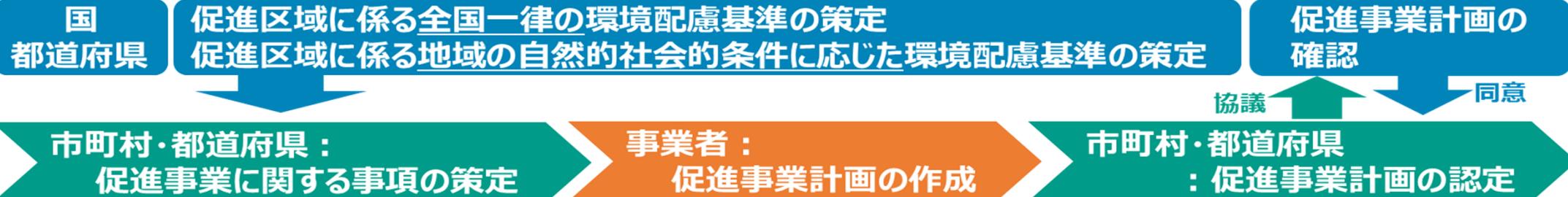


【参考】地域脱炭素化促進事業制度① 全体像



- 都道府県・市町村が、再エネ促進区域や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組み。
- 地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネを推進。

制度全体のイメージ



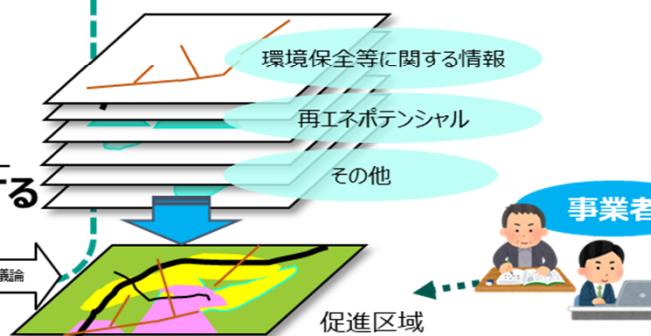
市町村が、
住民や事業者等が参加する協議会を活用し、
●再エネ事業に関する促進区域や、
●再エネ事業に求める
・地域の環境保全のための取組
・地域の経済・社会の発展に資する取組
を自らの計画に位置づける。
※促進区域は、国や都道府県の基準に基づき定める。

都道府県と単独または複数の市町村が、
共同して促進事業に関する事項を設定する
ことも可能。



地域資源である再エネの使い方や誘導したいエリアを、
地域自らが議論。

- 事業者は、
- 協議会における合意形成を図りつつ、
 - 市町村の計画に適合するよう促進事業計画を作成し、認定の申請を行う。



- 市町村は、促進事業計画の申請を受け、
- 事業者の代わりに国や都道府県に協議し、同意を得た上で、
 - 市町村の計画に適合する、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業計画を認定。

※ 国・都道府県への協議は促進事業計画に関する許可手続き等を要する行為が記載されている場合のみ。この場合、認定事業は当該許可手続き等が不要に（ワンストップ化の特例）。
※ 都道府県の基準に基づいて策定された促進区域内における認定事業は、アセス法の配慮書手続きが不要に。

複数市町村にわたる促進事業計画は、
都道府県が主体となって認定。



【参考】地域脱炭素化促進事業制度② 活用による効果・利点

特に地方公共団体への効果

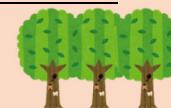
地元関係者との合意形成

- 協議会において**地元関係者との合意**の一括形成が可能。**トラブルの未然防止**に。



地域環境・地域資源の保全

- 環境に配慮した立地誘導**を促進し、**環境破壊を回避**。
- 環境配慮要件**を事業者に求めることができ、**環境共生型事業を実現**。



地域社会・経済への貢献

- 地域貢献要件の設定により、事業者に対して**地元雇用**や**災害時対応等**、**地域貢献策**を求めることが可能。



環境保全の意思表示

- 促進区域を設定することで、脱炭素化に積極的な地方公共団体として**アピール**することが可能。



特に事業者の利点

ワンストップ化の特例の活用

- 複数機関への個別調整が市町村による**一括手続に代替され、簡略化**。

農地法、温泉法、自然公園法、森林法、河川法、廃掃法、盛土規制法



環境アセス手続一部省略

- 計画段階環境配慮事項について検討する手続（配慮書手続）が適用されないことによる**迅速化・省力化**。



事業の予見可能性の向上

- 事業候補地における配慮・調整が必要な事項の**見える化**。



農山漁村再エネ法の特例

地域脱炭素化の促進や農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を含む地方公共団体実行計画を定めた場合等に、農山漁村再エネ法に基づく**各種特例の適用が可能**。

酪肉振興法
集約酪農地域内の草地の形質変更

海岸法
海岸保全区域における施設の新設等

漁港漁場整備法
漁港区域内での工作物の建設等
など

事業者へのインセンティブ確保が、当制度の活用推進、ひいては地域共生型再エネ導入推進の鍵

【参考】地域脱炭素化促進事業制度③ 促進区域の設定等状況一覧（令和7年6月末日時点）

▼促進区域の設定状況（全62市町村）

都道府県 市町村名	対象となる再生エネ種
北海道 石狩市	太陽
北海道 当別町	太陽 水力 バイオ 熱利用
北海道 知内町	太陽 風力
北海道 八雲町	太陽
北海道 江差町	太陽 風力
北海道 せたな町	太陽 風力
北海道 美幌町	太陽 熱利用
北海道 洞爺湖町	太陽 水力 地熱 熱利用
北海道 士幌町	太陽
北海道 幕別町	太陽
北海道 浦幌町	太陽
北海道 銚路町	太陽
岩手県 紫波町	太陽
岩手県 洋野町	太陽
岩手県 一戸町	太陽
秋田県 鹿角市	太陽
福島県 浪江町	太陽 風力
栃木県 宇都宮市	太陽
栃木県 日光市	太陽 水力 熱利用
埼玉県 さいたま市	太陽
埼玉県 所沢市	太陽
埼玉県 入間市	太陽
東京都 大島町	太陽 バイオ 熱利用
神奈川県 鎌倉市	太陽
神奈川県 小田原市	太陽
神奈川県 厚木市	太陽

都道府県 市町村名	対象となる再生エネ種
長野県 筑輪町	太陽
長野県 南箕輪村	太陽
長野県 宮田村	太陽
長野県 飯綱町	太陽
新潟県 長岡市	太陽
富山県 富山市	太陽
富山県 氷見市	太陽
富山県 小矢部市	太陽
岐阜県 恵那市	太陽
静岡県 磐田市	太陽
静岡県 函南町	太陽
愛知県 岡崎市	太陽
愛知県 稲沢市	太陽
滋賀県 草津市	太陽
滋賀県 湖南市	太陽
滋賀県 米原市	太陽
京都府 綾部市	太陽
京都府 京丹後市	太陽
兵庫県 加西市	太陽
奈良県 奈良市	太陽
奈良県 田原本町	太陽
和歌山県 日高川町	太陽
島根県 美郷町	太陽
岡山県 瀬戸内市	太陽
広島県 東広島市	太陽
徳島県 阿南市	太陽

都道府県 市町村名	対象となる再生エネ種
愛媛県 松山市	太陽
愛媛県 久万高原町	太陽 水力 バイオ
福岡県 福岡市	太陽
福岡県 うきは市	太陽 バイオ
福岡県 篠栗町	太陽 水力
福岡県 須恵町	太陽
佐賀県 唐津市	太陽 風力 水力 バイオ
熊本県 球磨村	風力
鹿児島県 鹿屋市	太陽 熱利用
鹿児島県 霧島市	太陽

▼エネルギー種別毎の設定数

種類	設定数
太陽光	61
風力	6
水力	6
地熱	1
バイオマス	5
その他熱利用	6

▼地域脱炭素化促進事業の認定状況（全1事業）

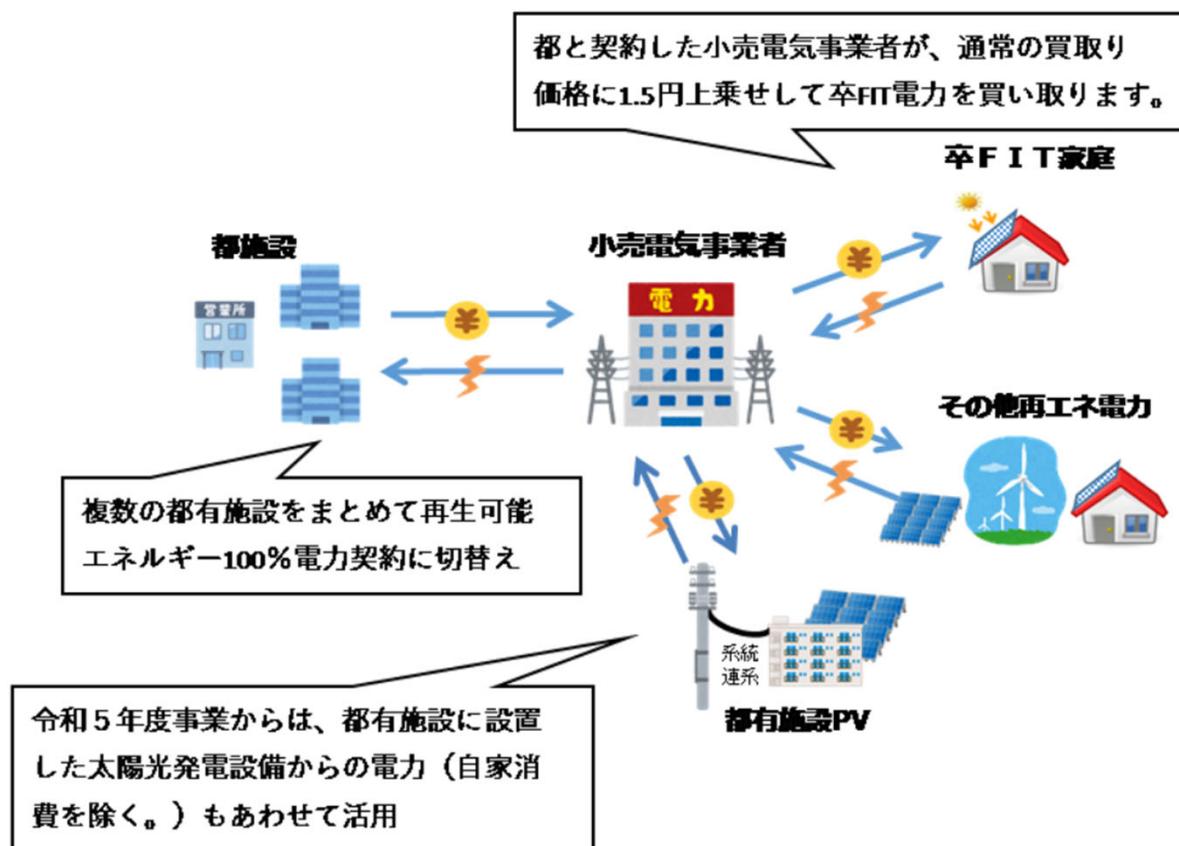
・氷見ふるさとエネルギー株式会社（富山県氷見市、太陽光）

【参考】卒FIT電力の買い取り（東京都の事例）

とちよう電力プラン（卒FIT電力買取りプラン）

東京都では、都内の家庭の太陽光発電で発電された卒FIT電力を含む再エネ100%の電力を一部の都有施設で活用する「とちよう電力プラン」を実施。

事業の概要（イメージ図）

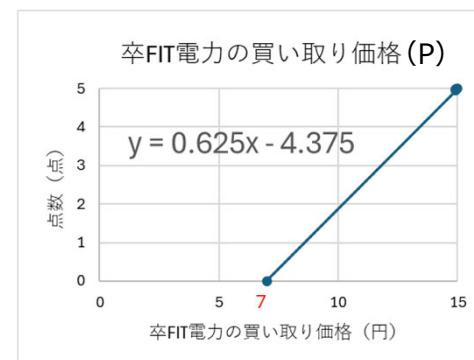
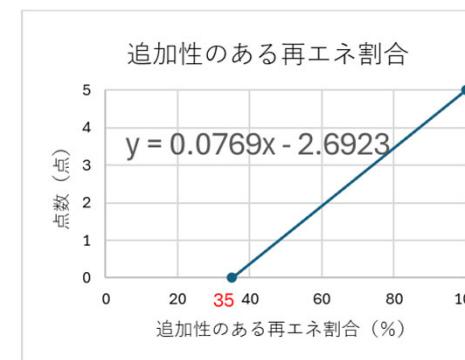
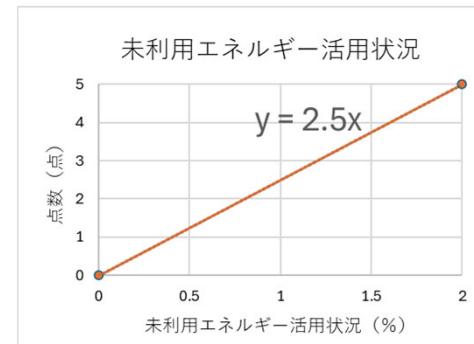
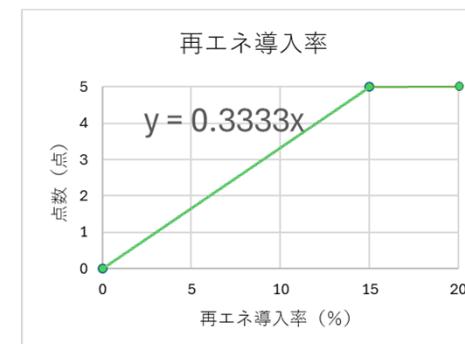
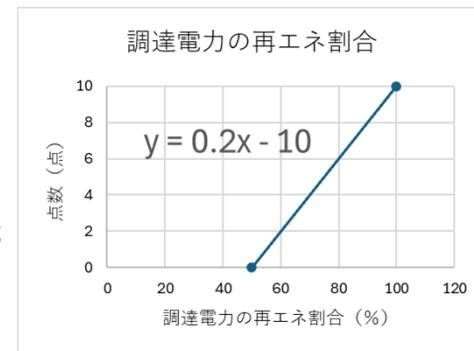
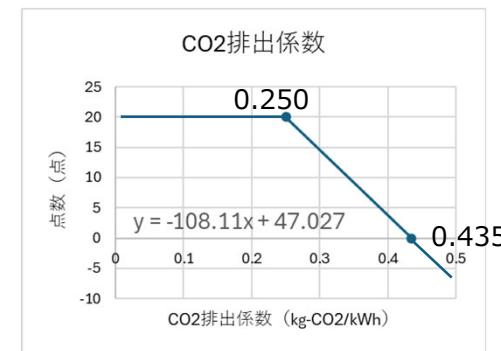


総合評価落札方式の検討(加点項目の配点案：加点の満点50点)

- p19で示した標準点の条件を満たす場合は入札参加資格を付与（除算方式の場合は**標準点100点を付与**）。
- 現行方式の配点バランスは二酸化炭素排出係数7割、未利用エネルギー活用状況1割、再エネ導入状況2割。現行方式の配点や全体の評価項目のバランスを鑑み、以下の案とした。

＜加点項目の配点例：満点50点＞

評価項目	満点	
	現方式の配点バランスから設定	調整後
二酸化炭素排出係数（事業者全体）	35点	20点 ※右図のとおり線形評価
調達電力の再エネ割合	-点	10点 ※右図のとおり線形評価
再エネ導入率（事業者全体の評価）	10点	5点 ※右図のとおり線形評価
未利用エネルギーの活用状況（事業者全体の評価）	5点	5点 ※右図のとおり線形評価
追加性のある再エネ（調達電力の評価）	-点	5点
指定地域における持続的な再エネ電気の創出・利用に向けた取組（事業者全体または調達電力の評価）	-点	5点



総合評価落札方式の検討 (p31の配点例でのシミュレーション)

- 標準点については全事業者クリアしている前提で、架空の事業者（A～E）の③～⑧の値を設定し、p31の配点にて加点項目を評価した。最も環境配慮している事業者Aが落札するという結果になった。

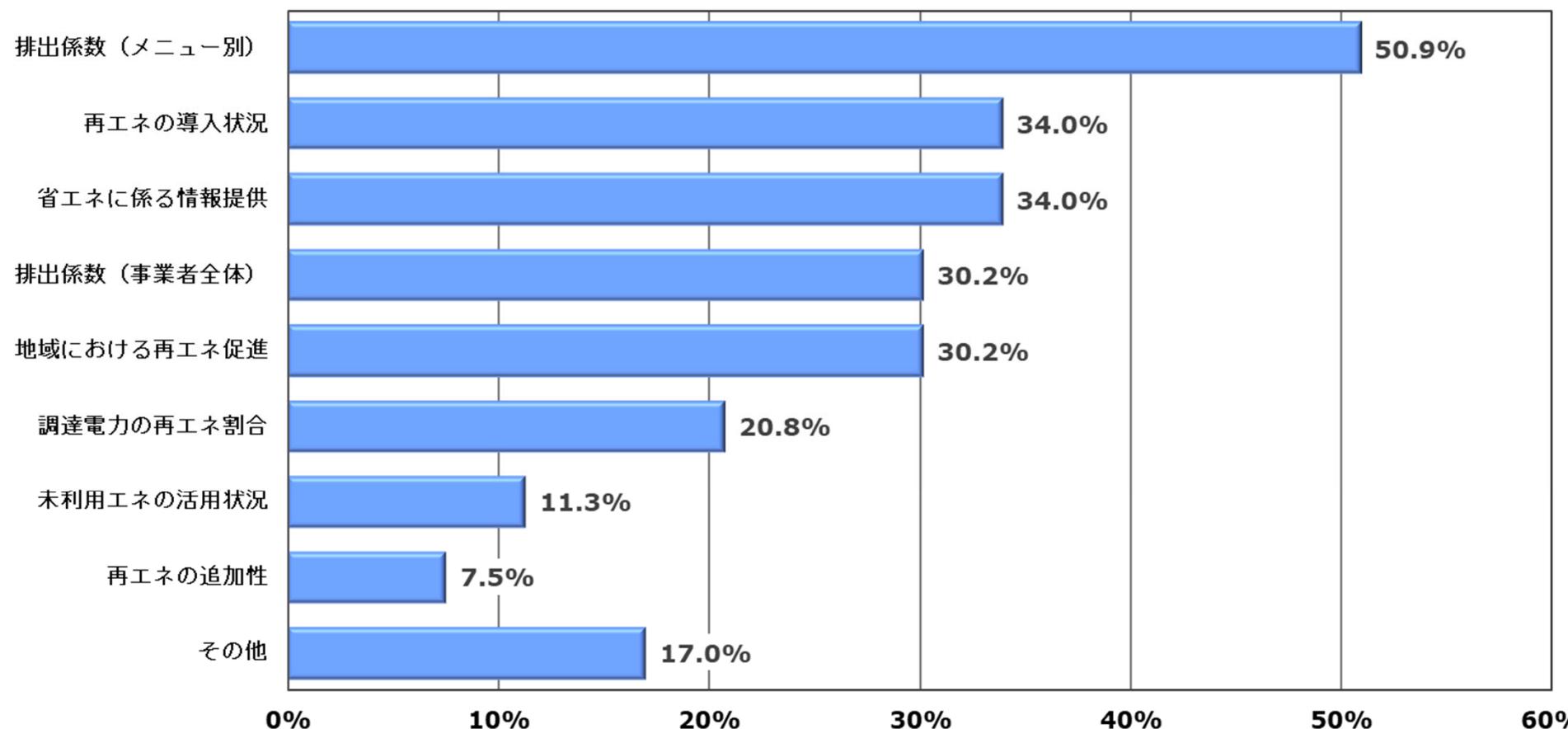
・除算方式【標準点100点+加算点50点】/価格

※⑧の指定地域における再エネを、P25記載の卒FIT買取価格で評価する場合

事業者	③CO2 排出係数 (事業者 全体) (20点)	④再エネ 割合 (10点)	⑤再エネ 導入率 (5点)	⑥未利用 エネ 活用状況 (5点)	⑦追加性の ある再エネ (5点)	⑧指定地 域における 再エネの創 出・利用に 向けた取組 (5点) ※	合計点順位 (標準点+加算点)	価格点 順位	総合評価順位
	点数						合計点 【標準点+加算点】 (100点+③+④+ ⑤+⑥+⑦+⑧)	入札価格 (千円)	総合評価値 (標準点(100点) + 加算点 (環境配 慮点の合計)) /価格×1000
A	0.085	100%	25%	0%	70	取組なし	1位	5位	1位
	20	10	5	0	2.69	0	137.69	÷ 27,273 = 0.005049	
B	0.365	80%	18%	0.4%	60	12円	2位	4位	2位
	7.57	6	5	1.00	1.92	3.13	124.62	÷ 25,032 = 0.004933	
C	0.462	85%	12%	0.7%	65	13円	3位	3位	5位
	-2.92	7	4	1.75	2.31	3.75	115.89	÷ 24,697 = 0.004662	
D	0.430	55%	15%	0.5%	40	取組なし	4位	2位	4位
	0.54	1	5	1.25	0.38	0	108.17	÷ 23,151 = 0.004672	
E	0.523	80%	5%	0.2%	55	10円	5位	1位	3位
	-9.51	6	1.67	0.50	1.54	1.88	102.08	÷ 20,949 = 0.004879	

【参考】総合評価落札方式の評価項目について

- 国等の契約において、総合評価落札方式が導入される場合に評価すべきと考える項目を小売電気事業者53者にアンケート調査 【複数回答：回答のあった53者が母数】
 - 「二酸化炭素排出係数（メニュー別）」が50.7%で過半、以下「再生可能エネルギーの導入状況」と「省エネに係る情報提供」が34.0%、「二酸化炭素排出係数（事業者全体）」と「地域における再生可能エネルギーの促進等の取組」が30.2%の順。その他は企業全体の「脱炭素を促すための支援体制」や「社会貢献活動」や「再エネ電源保有業者の評価」などが挙げられた。



【参考】調達者の負担削減のための計算ツール（Excel）配布について



- 調達者が線形評価により調達の負担を負わないよう、環境省から計算ツールとしてExcelブックを提供することを想定。各小売電気事業者から提出される、評価項目の数値を入力することで、加算点の合計点を計算する仕組み。

p32の事業者Eの例↓

	調達者で入力 ↓	点数
CO2排出係数	0.523	-4.05
調達電力の再エネ割合	80	6.00
再エネ導入率	5	1.67
未利用エネルギーの活用状況	0.2	1.48
加点項目計		5.10

※各項目の満点を超える場合は満点を与える。

p32の事業者Cの例↓

	調達者で入力 ↓	点数
CO2排出係数	0.462	-1.24
調達電力の再エネ割合	85	7.00
再エネ導入率	12	4.00
未利用エネルギーの活用状況	0.7	5
加点項目計		14.76

※各項目の満点を超える場合は満点を与える。

満点を超えた場合は、
満点を表示

【参考】他方式での契約（再エネ100%の契約・PPA方式の活用等）



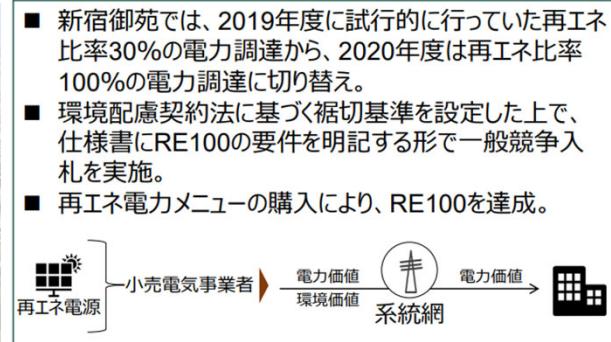
- 政府実行計画において、2030年以降、調達電力に占める再エネ電力を60%以上とすることを目標としている。
- 環境省では、再エネの活用により深刻化する気候変動問題への対応と地域活性化への貢献を率先的に進めていく姿勢を示すため、一需要家として、**2030年までに自ら使用する電力を100%再エネで賄うこと**を目指している。
- 再エネ電力比率の向上のため、「公的機関のための再エネ調達実践ガイド」や「PPAモデルによる政府施設への太陽光発電設備導入の手引き」等を参考し、共同調達やリバースオークション、PPA方式等を活用して積極的に再エネ比率の高い電力の調達を行うことが望ましく、こうした契約で**100%の再エネを調達する場合は総合評価の導入後も環境配慮契約として実施が可能**。

※なお総合評価落札方式は排出係数等評価項目の基準値の見直しを見据えて、原則単年度契約を想定。

●公的機関のための再エネ調達実践ガイド（抜粋）

一般競争入札による調達事例

15



入札の結果について

	2020年度	(参考) 2019年度	(参考) 2018年度
再エネ比率	100%	30%	—
入札時の予定使用電力量 (A)	918,000kWh	725,000kWh	706,200kWh
入札価格（税抜）／(A) ※ 再エネ賦課金、燃料費調整は除く	17.1円/kWh	17.1円/kWh	17.6円/kWh
契約事業者名	ゼロワットパワー株式会社	株式会社F-power	株式会社バネイル

●PPAモデルによる政府施設への太陽光発電設備導入の手引き（抜粋）

1. 太陽光発電設備の導入パターン

1-3. 自己所有とPPA方式の比較一覧



自己所有とPPA方式の各パターンの特徴を一覧にまとめました。

	自己所有	第三者所有	
		オンサイトPPA	オフサイトPPA
設備所有権	政府	PPA事業者	PPA事業者
初期投資	設備導入には大きな費用が必要	不要（※） PPA事業者が負担	不要（※） PPA事業者が負担
ランニングコスト	保守点検費など	（電気料金： PPA単価×消費量）	（電気料金： （PPA単価+託送料金等）×消費量）
契約期間	—	長期 10年～20年	長期 10年～20年
設備の処分・交換・移転等	○ 自由にできる	× 自由にできない	× 自由にできない
環境価値獲得可否	○	○	○

※：電気代としてPPA事業者に支払う

5

35

- 国等の電力供給契約において、**地域共生が図られていない発電施設で発電された電力の調達を避ける**ため、基本方針にその旨の追記を検討。
- また、環境省が示す電力調達に関する仕様書例に入札参加者の資格として、以下の法令に違反していないこと等と記載し示すことを検討。

●環境配慮契約法基本方針(イメージ)

電気の供給を受ける契約についての温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項に以下を追記。
「再生可能エネルギー電源の調達に際しては、地域共生が図られていない発電施設で発電された電力の調達を避けることとする。」

●電力供給契約の仕様書例（イメージ）

■法令違反について

- ・発電事業者が特定できる契約形態の場合に、その発電事業の実施に係る法令違反がないことを確認（国等と発電事業者の相対契約の場合を含む。）
- ・法令違反の合理的な疑いが生じた場合の説明義務
- ・契約締結後の法令違反が判明した場合の是正措置と契約解除権の付与

【代表的な法律等の例示】※FIT・FIP制度のガイドラインに記載される主な関係法令の遵守を想定

- ・森林法（林地開発許可）
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法（宅地造成当工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可）
- ・砂防法（砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可）
- ・地すべり等防止法（地すべり防止区域内又はばた山崩壊防止区域内の行為許可）
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可）
- ・環境基本法（騒音、水質汚濁等の各種環境基準への適合）
- ・環境影響評価法・条例（環境影響評価手続）
- ・自然公園法（特別地域・特別保護地区内の行為許可）
- ・景観法（景観計画区域・景観地区内の行為届出）
- ・文化財保護法（生息地等保護区の管理地区等内の行為許可）
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（生息地等保護区の管理地区等内の行為許可）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護区の特別保護地区の区域内の行為許可）
- ・電気事業法（工事計画・保安規定の届出、使用安全管理審査申請書の提出、使用前自己確認の届出）
- ・農地法（農地転用許可）
- ・農業振興地域の整備に関する法律（市町村の農業振興地域整備計画の変更手続）
- ・都市計画法（開発許可）

仕様書ひな型の見直し②（独自燃料調整費・市場連動型の紹介）

- 環境省が示す電力仕様書例においては、これまで旧一般電気事業者と同様の料金体系を示しており、独自に燃料調整費を定める場合や市場連動型の料金体系について示していなかった。
- 一方で、入札者の不足等を理由に環境配慮契約が未実施である機関が複数あり、様々な料金体系を許容する記載にすることで、入札に参加できる事業者が増えると考え、仕様書例の見直しを検討した。
- 具体的には以下のとおりの修正を検討している。なお、競争の平等性を確保するため、入札価格は総額とすることを想定している。

●電力供給契約の仕様書（イメージ）

2. 単価変動（市場連動）契約

①-1 基本料金

契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。

①-2 電力量料金

契約ごとに定める従量料金単価に30分ごとのJEPXエリアプライスの実績単価にスポット取引手数料単価、託送料金単価を含む管理費単価、環境価値単価（非化石証書単価）を加えた額に、当該契約に係る施設の同日同時刻帯の30分使用電力量※の実績を乗じて算定するものとする。

※需給契約開始後、30分値を発注者が確認できる体制を整えること。

①-3 燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元に準じる、もしくは受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地位を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

①-4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

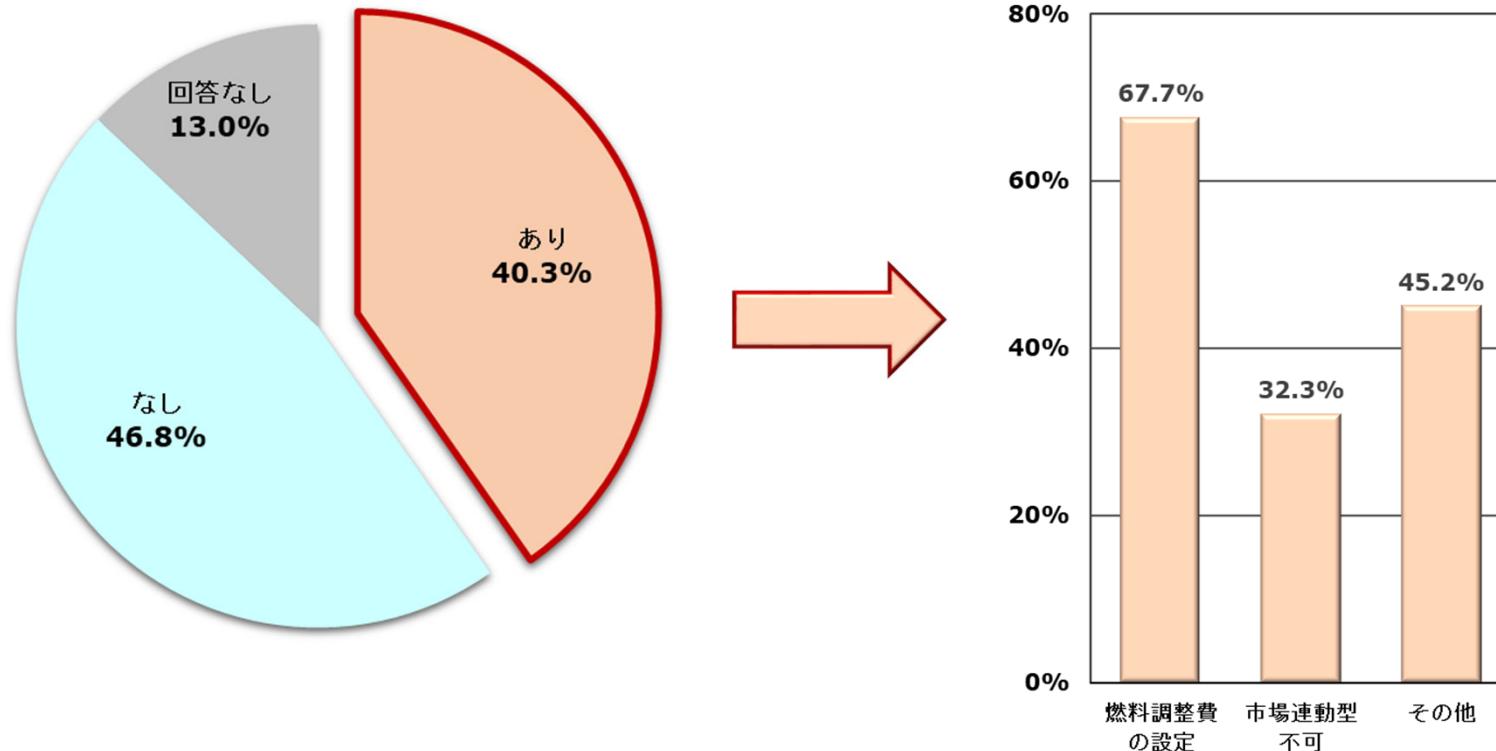
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

◆小売電気事業者で提供される様々な料金体系イメージ

料金体系	単価固定			一部市場連動	市場連動
	旧一電と同等の燃料調整費	独自燃料調整費（小売各社異なる）	燃料調整費なし		
料金構成	基本料金	基本料金	基本料金	基本料金	基本料金
	従量料金 固定単価 燃料調整費（毎月変動） 再エネ賦課金	従量料金 固定単価 燃料調整費（毎月変動） 再エネ賦課金	従量料金 固定単価 燃料調整費（毎月変動） 再エネ賦課金	従量料金 市場連動 固定単価 再エネ賦課金	従量料金 市場連動 固定単価 再エネ賦課金

【参考】電気料金・価格設定等に関連する入札参加の見送りについて

- 国等の契約において、市場連動が許容されない等の料金体系の不一致や入札時の価格設定を要因として入札を見送った事例があるかを聴取 【小売電気事業者77者】
 - 入札見送り「あり」が40.3%、入札見送り「なし」が46.8%、回答なしが13.0%
- 入札見送り「あり」の理由は 【複数回答】
 - 「燃料調整費の設定」が67.7%、「市場連動型不可」が32.3%、「その他」が45.2%
 - 「その他」の理由としては、「固定単価」「託送料金の改定に伴う単価変更不可」「料金体系の不一致」「料金算定が困難」「契約履行条件」「独自の料金改定の反映不可」など主に料金に対する理由があげられている



1. 令和7年度第2回電力専門委員会における
ご意見等
2. 総合評価落札方式の導入に向けて(案)
3. 地方公共団体等における導入事例【参考】

電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の導入事例の概要

団体名	価格以外の主な評価項目	特記事項等
東京都	○小売電気事業者の電気供給実績 ○都庁舎への電力等供給計画	都庁第一本庁舎の受電電力を再エネ100%
大阪府 堺市	○業務実績、事業継続の安定性 ○余剰電力のアグリゲーション、余剰電力の最大限の活用 等	裾切りにより入札参加資格を付与
島根県 浜田市	○地域性（会社所在地、再エネの地産地消など） ○再エネの供給実績 ○事業者全体の調整後排出係数 等	リバースオークション（価格点を決定）後に価格以外の項目を評価 調達電力の再エネ100%（調整後排出係数“0”）
JESCO	○排出係数、未利用エネ活用状況、再エネ導入状況	排出係数については非化石価値取引市場における取引実績を基に、環境価値を貨幣換算。

※次スライド以降に詳細を掲載

東京都の事例（再エネの評価）

1. 経緯等

東京都は「RE100」の理念に賛同し、再生可能エネルギーを活用して、都庁舎で使用する電力からCO2排出量をゼロとする「都庁舎版RE100」を推進するため、都庁第一本庁舎で受電する電力について、令和元年8月から再生可能エネルギー100%に切り替えることとした。

2. 総合評価においてクリアすべき要件

- ① 入札価格が予定価格の範囲内
- ② 再エネ評価点の評価で無効となっていないこと

3. 総合評価点の算定方法

- 総合評価落札方式の除算方式

再エネ電気評価点 = 標準点(100点)※ + 加算点(100点)

入札価格に対する得点 = 入札価格 / 1000万円

※入札参加条件を満たしている場合は標準点(100点)を付与

4. 加算点の項目

下記の項目を評価（詳細は右表参照）

- ① 小売電気事業者の電気供給実績
- ② 電力等供給計画評価
- ③ その他

資料：東京都廃棄物埋立管理事務所外65施設で使用する再エネ100%電気の供給 入札関連資料

総合評価の加算点の項目及び配点

① 小売電気事業者の電気供給実績評価		
環境	再エネ利用率実績評価	10点満点
	再エネ利用量実績評価	5点満点
② 電力等供給計画評価		
環境	都内産卒FIT電気の広報計画等 調達計画量に応じて0~10点を、その計画量を調達するための具体的な広報計画内容に応じて0~10点を付与。	20点満点
	都内産卒FIT電気の買取り価格 価格に応じて0~10点を付与	10点満点
	都有施設創出再生可能エネルギー電気の買取り価格 価格に応じて0~10点を付与	10点満点
	電源構成の評価 ①運転開始日又はリパワリング日から起算して15年以内に稼働した非FIT電気：30点 ②①を除く運転開始日又はリパワリング日から起算して15年以内に稼働したFIT電気：25点 ③①、②を除く再生可能エネルギー由来の電気：20点 ④再生可能エネルギー由来以外の電気（運転開始日又はリパワリング日から15年以内の非化石証書等を使用することにより実質的に再エネとする場合に限る。）：10点 ⑤大規模水力：0点	30点満点
	電源产地の評価 再エネに関してその产地に応じて得点を付与	15点満点
③その他（該当する場合のみ減点）		
	指名停止 3年の間に指名停止を受けていた場合、減点。	-20点

東京都における総合評価落札方式の導入事例

東京都環境局へのヒアリング概要【1/2】

1. 総合評価落札方式の導入経緯

- 東京都では令和元年度に財務局が先行して総合評価落札方式を導入し、それを参考として令和2年度から環境局でも導入した。財務局の施設担当が都庁第1庁舎、第2庁舎及び議会棟の調達を実施

2. 総合評価落札方式の評価項目・配点

- 評価項目では**卒FIT電気の買取を特に重視**。都内産卒FIT電気の調達に向けた広報計画等の配点を令和7年度から15点から20点に引き上げ
- 電源構成についても100点中30点と高く評価し、**追加性要件（RE100のクライテリアに基づく15年以内に稼働した再エネ電源）を重視**
- 「小売電気事業者としての電気供給実績評価」は、再エネ利用率は段階的に評価。利用量はクリアすれば加点
- 「電力等供給計画評価」のうち、広報計画の内容は審査委員会の委員が判断して採点。卒FIT電気の買取価格は金額によって段階的に点数が変動。**都メニュー単価**は東京電力の（買取価格の）8.5円に1.5円を追加して**10円/kWhを最低価格**に設定
- 標準点と加算点の比率は、**当初2:1（標準点100点：加算点50点）**だったものを**令和3年度契約から1:1（標準点100点：加算点100点）**に変更。これは**卒FIT買取量を増やす目的**で買取価格を高く評価するため、また、**再エネの追加性を重視**するため新たに稼働した非FIT再エネ電源を高く評価する配点に変更
➤ 卒FITの買い取り自体は件数が頭打ちの状況にあり、評価基準の見直しを検討

3. 総合評価落札方式の運用上の課題等

- 導入に当たって、対象施設の選定における**各局との調整、総合評価審査委員会での調整、専門家へのヒアリング、局内への説明などの準備期間が必要**であること、WTO契約となるため一定の公表期間が必要なこと、**多数の施設をグルーピングする場合の想定使用電力や契約電力の確認に細心の注意が必要**なことなど
- **卒FITや非化石証書等の環境証書を巡る状況が常に変化**しているため、事業者のスタンスも変わることから、**評価基準の適宜見直しが必要**
- 東京都保有3,500～4,000施設すべてを**2030年度までに再エネ100%とする目標**に向け段階的に推進

東京都における総合評価落札方式の導入事例

東京都環境局へのヒアリング概要【2/2】

4. 入札参加者確保のための取組

- 東京都の電気需給契約で実績のある事業者への**声掛け、アンケートやヒアリング**による事業者の状況の把握（年1～2回）などを実施
 - 最近は事業者の応札意欲はかなり高まっており、不調案件はほとんど発生していない状況。直近の一般競争入札では12社から希望申請があり、6社が応札

5. その他（予定価格、都内区市町村への展開）

- 燃料調整費、再エネ賦課金の取扱いについては、東京都の契約事務規則上、**単価契約の場合に単価の変更はできない**ため、市場連動プランには対応することができない。おそらく他の地公体も同様
 - **総合評価ではゼロプラン（燃料調整費のみ適用）を採用。**ベーシックプラン（燃料費調整と一定範囲の市場価格調整の両方を適用）を採用している案件もある
- 東京都内の区市町村への総合評価の導入の働きかけ等は現時点では特に考えておらず、東京都の施設に限定して実施

大阪府堺市の事例（裾切りを実施した上で総合評価）

1. 事業概要等

国の脱炭素先行地域に選定された「堺エネルギー地産地消プロジェクト」において、2030年までに本庁舎等の電力使用に伴うCO₂排出実質ゼロを目指している。「堺市版オフサイトPPA事業」は市内民間施設に設置する太陽光発電設備で発電した電力の余剰電力を本庁舎等に供給するための事業。

2. 入札参加要件

- 「堺市電力を調達に係る環境配慮方針」における堺市環境に配慮した電力調達評価基準に基づく入札参加資格（裾切り評価で70点以上）を満たすこと

3. 評価方法（価格評価点及び技術評価点）

- 総合評価点 価格評価点（180点満点）+技術評価点（180点満点）

価格評価点：180点 × (最低入札価格／入札価格) 【予定価格内であること】

技術評価点：技術提案書等を審査し評価点を算出 【108点未満の場合は失格】

技術評価の提案項目及び配点

提案項目	具体的な内容（概要）	配点
業務実績	【余剰電力の活用】設置場所の異なる太陽光発電設備で発生した余剰電力の小売供給実績	25点
	【小売】小売電気事業者として需要家に電力供給を行った実績	15点
余剰電力アグリゲーション業務の実施手法	【妥当性】発電契約者として複数サイトの発電所の余剰電力の効率的なアグリゲーションが可能か	25点
	【モデル性】脱炭素先行地域として普及の観点からモデル性や発電事業者の参入の容易性等	30点
事業継続の安定性・信頼性	20年間にわたり複数サイトの発電所の余剰電力を継続してアグリゲーションを実施する信頼性	15点
余剰電力の最大限の活用	余剰電力に紐づく環境価値の活用及び分離した後の余剰電力を市内で最大限に活用可能か	20点
情報発信	事業の仕組みや効率等を市民や事業者にわかり易く情報発信ができるか	10点
リスクへの対応	履行中に考えられるリスクについて検討され、効果的な対策が具体的に示されているか	15点
単価構成の妥当性	長期的に安定した価格で供給可能な価格構成か。単価構成やその算出方法の根拠の透明性等	25点

資料：「堺市役所本庁舎で使用する電気の供給（堺市版オフサイトPPA事業）」に係る総合評価一般競争入札

島根県浜田市の事例（リバースオークション及び総合評価）

1. 背景等

浜田市では「浜田市地球温暖化対策実行計画」においてCO₂削減に向けた取組を推進。再エネ由来電力の需給により地球温暖化対策の推進を図るため、CO₂フリーの電力を調達する手法として、リバースオークションを実施。

2. 供給電力の要件

- ① 供給電力の全量に再生可能エネルギー由来の環境価値証書（FIT非化石価値証書、非FIT 非化石価値証書（再エネ指定）等）を付与すること
- ② 供給電力の調整後排出係数は0.000000t-CO₂/kWhであること

3. 評価方法（評価項目及び評価基準）

- 価格と再エネ電力・地域性等に係る評価による総合評価落札方式（評価は下表参照）

評価項目、評価基準及び配点等

評価項目	具体的な内容及び評価基準	配点
価格（削減率）	年間を通じて供給される電力価格の予定価格に対する削減率 ➢ 30%以上25点、20以上～30%未満20点、10以上～20%未満10点、10%未満5点	25点
価格（順位）	年間を通じて供給される電力価格の予定価格に対する順位（最低価格が1位） ➢ 1位25点、2位20点、3位10点、4位以下0点	25点
会社所在地	島根県内に有人の本店（10点）、支店（10点）、営業所（5点）が所在	10点
電力の地産地消	島根県内に所在する発電設備により発電又は当該発電事業者と特定卸供給を締結し電力の地産地消が可能（可能15点/否0点）	15点
非化石価値証書	島根県内の再エネ発電所（輸入原料による木質バイオマス発電を除く）のトラッキング付非化石価値証書（FIT・非FITを問わない）を利用したことの証明が可能（可能10点/否0点）	10点
調整後排出係数	最新の事業者全体の調整後排出係数（0.000544未満5点、0.000544以上0点）	5点
供給実績	他の自治体等における再エネ電力の供給実績 ➢ 2年以上10点、6か月以上～2年未満5点、6か月未満0点	10点

資料：浜田市公共施設の電力供給に係る「リバースオークション」の実施結果について

【参考】JESCOにおける再エネ電力の調達

◆ 中間貯蔵・環境安全（株）における再生可能エネルギーの電力調達について

国が掲げる「2050年カーボンニュートラル」及び「2030年度温室効果ガス排出削減目標2013年度比46%削減」という目標の達成に向けて、当社においても事業活動で使用する電力について、2030年度までに再生可能エネルギー100%（RE100）とする目標を掲げて脱炭素化に貢献していくこととしています。2020年度は東京PCB処理事業所において、RE100基準による再生可能エネルギー30%の電力を導入しました。さらに2021年度には豊田PCB処理事業所（4月～）において再生可能エネルギー30%の電力を、東京PCB処理事業所（8月～）において再生可能エネルギー100%の電力を導入しました。2022年度には大阪PCB処理事業所（4月～）において再生可能エネルギー30%の電力を、豊田PCB処理事業所（4月～）において再生可能エネルギー100%の電力を、北九州PCB処理事業所及び東京PCB処理事業所（ともに10月～）において再生可能エネルギー100%の電力を導入しました。2023年度には大阪PCB処理事業所（4月～）において再生可能エネルギー100%の電力を導入しました。また、2023年度に行った他の3事業所での調達においても2022年度同様に再生可能エネルギー100%での電力を導入しました。これにより年間で導入する再生可能エネルギー電力量は約12,300万kWh（当社総電力の約7割）となりました。ウクライナ危機による影響も見極めながら、他の事業所等の電力についても順次、計画的に再生可能エネルギーの導入を進めていきます。

当社の再生可能エネルギー電力の導入方針

- **直接調達する電力について、各事業所等の再エネ率を段階的に高め、2025年度までに総電力の60%以上、2030年度までに100%を目指す**（事業進捗や経営状況、再エネ電力市場の動向等を踏まえ、隨時見直しを実施）。
- **調達に当たっては、電気事業者のCO₂排出係数等も踏まえた最適な入札（総合評価等）を実施する。**
- 当社が電気事業者や電力内容を**直接選定**することが困難な電力は、ビル管理者等と調整し、再エネ**100%導入の可能性を探る。**
- 各事業活動における省エネの具体的な取組について、引き続き実践する。

JESCOの総合評価落札方式の導入事例①

東京都PCB処理事業所の事例（裾切りを実施した上で総合評価）

1. 競争参加資格（電力に関する主な評価内容）

- ① 環境配慮契約法に基づく電気の供給を受ける契約の裾切り評価において70点以上であること
- ② 供給電圧、予定使用電力量の電力供給を1年以上行った実績を有すること
- ③ 前年度の調整後排出係数が全国平均係数以下であること（令和5年度0.423kg-CO₂/kWh）

2. 総合評価点の計算方法

- 総合評価値 = 環境評価点／価格評価点 【除算方式】

環境評価点：標準点（100点）※+加算点（加算点【1】+加算点【2】）

価格評価点：入札価格／予定価格 × 100

※ 補切り評価で70点以上の者を合格とし、合格となった者に標準点（100点）を付与

3. 環境評価点の加算点（裾切りに使用した適合証明書から評価）

- 加算点【1】：環境価値を貨幣換算

✓ 調達する電力の事業者全体の調整後排出係数、排出係数基準値及び予定使用電力量から非化石証書の量（kWh）に換算

加算点【1】 = $E_o \times \text{環境価値の単価} / \text{予定価格} \times 100$

$$E_o = \frac{E \times (C_b - C)}{C_s}$$

E_o ：非化石証書換算量、 E ：予定使用電力量（kWh）

C_b ：排出係数基準値（0.520kg-CO₂/kWh）【排出係数しきい値】

C ：事業者排出係数

C_s ：全国平均排出係数（0.423kg-CO₂/kWh）

環境価値の単価：非化石価値取引市場における取引実績（0.4円/kWh）

- 加算点【2】：未利用エネルギー活用状況及び再生可能エネルギー導入状況を評価

加算点【2】 = 未利用エネ活用状況（割合）×2点 + 再エネ導入状況（割合）×3点

中間貯蔵・環境安全事業（株） 契約・購買課へのヒアリング概要【1/2】

1. 総合評価落札方式の導入経緯と実施状況

- JESCOは国等の委託を受けて行う中間貯蔵事業及びPCB廃棄物処理事業を行う政府全額出資の特殊会社であることから、環境省の動きを踏まえつつ、環境への取組を強化する方針
- 総合評価落札方式の導入に当たって**令和2年度電力専門委員会の資料を参考**とし、**未利用エネルギー活用状況（2点満点）及び再生可能エネルギー導入状況（3点満点）**を独自の加点として追加
- 総合評価の方式は**除算方式を採用**し、（環境配慮契約法の）裾切り方式に加え、**環境評価点と価格評価点による評価**を行い、落札者を決定
 - **排出係数（しきい値）**については「**全国平均（令和5年度0.423kg-CO₂/kWh）を下回ること**」を条件とし、（環境配慮契約法のしきい値より）厳しい入札参加資格を設定。**加算点の満点は約18点**
- 東京、豊田、大阪及び北九州の4つのPCB処理事業所の契約を**総合評価落札方式**で実施（本社の契約・購買課直轄）。その他は各事業所独自に入札を実施（最低価格落札方式の場合がある）
 - 現在は**RE100（再エネ100%）**の電力を調達

2. 運用に当たっての課題

総合評価落札方式の導入に伴うこれまでの運用上の課題として以下の点があげられた。

- **入札参加者の確保**
 - ✓ 入札参加要件が厳しい（全国平均の排出係数を下回ること、かつ、RE100）ことも要因
 - ✓ （直近の北九州事業所の調達では6社から参加資格の申請があったが最終的に4社が参加）
 - ✓ 特に令和4（2022）年度はウクライナ危機で電力需要がひつ迫し、電気事業者が継続契約している顧客を優先するため入札参加を断られ、最終保障供給となった例もある
 - ✓ 入札参加者の確保のため、電気事業者別の排出係数一覧（環境省HPで公表）を参考に、入札参加要件（入札参加資格、排出係数、再エネ100%メニュー）をクリアしている事業者に対し声掛けを行い、入札参加を促した

中間貯蔵・環境安全事業（株） 契約・購買課へのヒアリング概要【2/2】

2. 運用に当たっての課題（つづき）

○ 環境評価点と価格評価点

- ✓ 入札価格が低いと環境評価点が高くても逆転されることがあり、再生可能エネルギー導入状況の評価点などの環境評価点の加算点の引き上げに関する検討が必要
- ✓ 現行の総合評価落札方式の仕組み、計算方法が複雑であり、理解不足が懸念

○ 燃料調整費の取扱い

- ✓ 現行の燃料調整費の取扱いでは、一般送配電事業者の約款を上限に調整可能とし、マイナスの場合もその範囲内で調整。しかし、独自の燃料調整方式を採用している電気事業者の中には対応ができない場合があることから、入札に参加できない状況が発生
- ✓ 現行の価格評価点には燃料調整費は含まれていない。契約後の燃料調整費の違いにより、支払額が変動する可能性があるため、その取扱いについては、上限設定の方法など改善策の検討が必要

【参考】国の契約方式（概要）

- 契約方式は大別すると「一般競争契約」「指名競争契約」「随意契約」の3方式
- 会計法第29条の3第1項の規定のとおり「一般競争契約」が原則。現行の電気の供給を受ける契約における契約方式は、入札参加要件を設定（裾切り方式）した上で「最低価格落札方式」を採用。総合評価落札方式の導入に係る検討を開始

○ 一般競争契約（最低価格落札方式）

- ✓ 国が入札に関する告示を行い、競争に参加した事業者等のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者が落札者となる契約方式

○ 一般競争契約（総合評価落札方式）

- ✓ 国が入札に関する告示を行い、競争に参加した事業者等のうち、価格と価格以外の要素との総合評価で最も優れた者が落札者となる契約方式
 - 国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定【←最低価格】にかかわらず、政令の定めるところにより、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの（同項ただし書の場合にあっては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる（会計法第29条の6第2項）。
 - 契約担当官等は、会計法第29条の6第2項の規定により、その性質又は目的から同条第一項の規定により難い契約で前項に規定するもの以外のものについては、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより、価格その他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる（予算決算及び会計令第91条第2項）。

○ 企画競争型随意契約（プロポーザル方式）

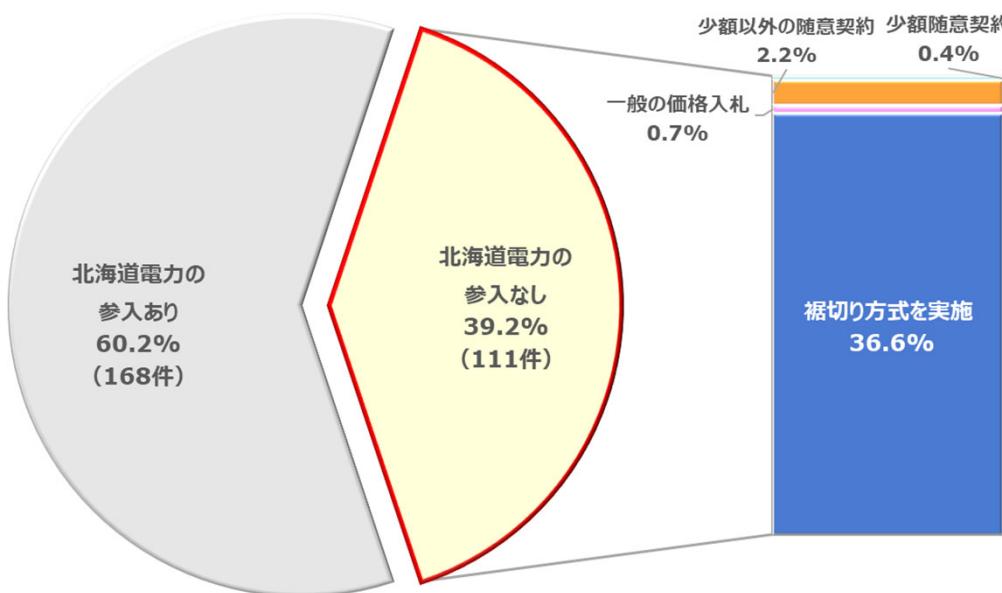
- ✓ 国が事業者等に企画提案書を提出させ、最も優れた内容の企画提案を行った者が契約の相手方として選定されて、随意に契約を行う契約方式

○ 単純随意契約

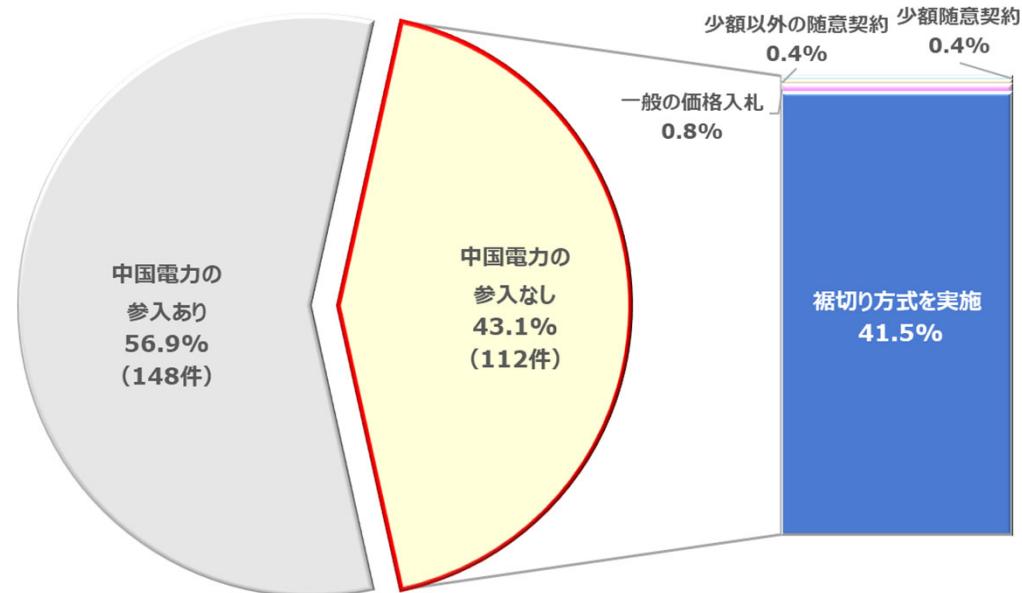
- ✓ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合等において、競争を実施せず、随意に契約を行う契約方式【←随意契約の適正化・見直し】

【参考】みなし小売電気事業者の参入状況（北海道及び中国）

- 北海道電力ネットワーク供給区域における北海道電力の参入状況
 - ◆ 参入あり：168件、予定使用電力量304百万kWh
 - ◆ 参入なし：111件、予定使用電力量233百万kWh
 - ◆ 参入しなかった111件のうち裾切り方式を実施した件数は102件（91.9%）
- 中国電力ネットワーク供給区域における中国電力の参入状況
 - ◆ 参入あり：148件、予定使用電力量452百万kWh
 - ◆ 参入なし：112件、予定使用電力量199百万kWh
 - ◆ 参入しなかった112件のうち裾切り方式を実施した件数は108件（96.4%）



北海道電力ネットワーク供給区域



中国電力ネットワーク供給区域

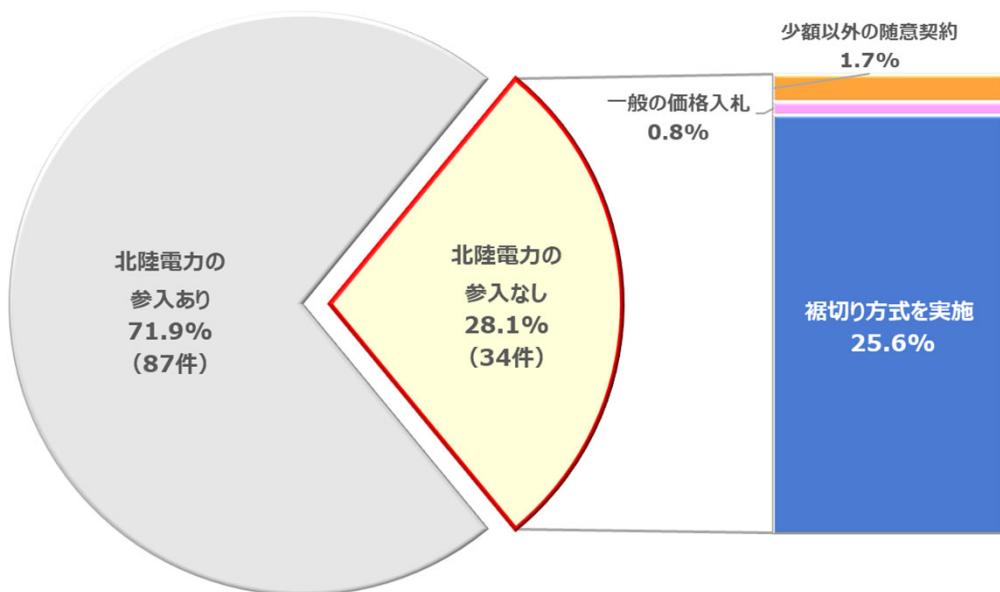
注1：「参入状況」には入札への参加に加え、随意契約を含む

注2：契約相手先の電気事業者が不明の案件を除く

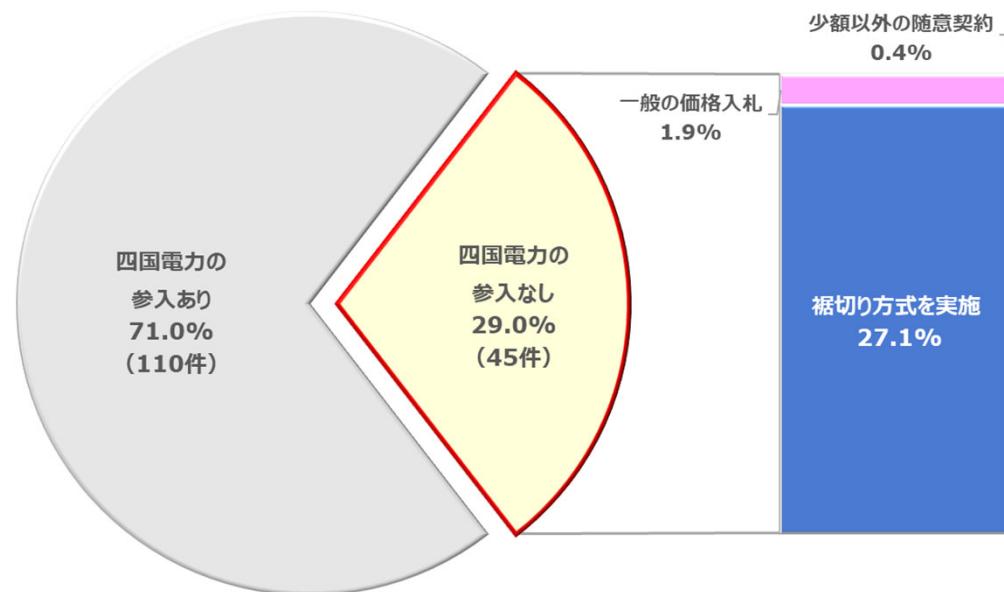
注3：グラフ内の割合は北海道電力ネットワーク供給区域が279件、中国電力ネットワーク供給区域が260件がそれぞれ母数

【参考】みなし小売電気事業者の参入状況（北陸及び四国）

- 北陸電力送配電供給区域における北陸電力の参入状況
 - ◆ 参入あり：87件、予定使用電力量308百万kWh
 - ◆ 参入なし：34件、予定使用電力量49百万kWh
 - ◆ 参入しなかった34件のうち裾切り方式を実施した件数は31件（91.2%）
- 四国電力送配電供給区域における四国電力の参入状況
 - ◆ 参入あり：110件、予定使用電力量258百万kWh
 - ◆ 参入なし：45件、予定使用電力量38百万kWh
 - ◆ 参入しなかった45件のうち裾切り方式を実施した件数は42件（93.3%）



北陸電力送配電供給区域



四国電力送配電供給区域

注1：「参入状況」には入札への参加に加え、随意契約を含む

注2：契約相手先の電気事業者が不明の案件を除く

注3：グラフ内の割合は北陸電力送配電供給区域が121件、四国電力送配電供給区域が155件がそれぞれ母数